

令和2年第3回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和2年9月9日（水曜日）

◎出席委員（13名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 澤 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	12番	井 脇 昌 美 君
13番	吉 田 敏 男 君		

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 議案第 71 号 足寄町都市計画マスタープラン（令和 2 年～令和 21 年）
について（総務産業常任委員会）＜P 3＞
- 日程第 2 請願第 2 号 種苗法改正案の慎重な審議を求める請願書（総務産業常任
委員会）＜P 3＞
- 日程第 3 一般質問＜P 3～P 50＞

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時00分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

7番。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 9月4日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日、9月9日は、最初に総務産業常任委員会に付託し、休会中の審査となっております、議案第71号と請願第2号について審査報告を受け、審議を行います。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議案第71号

○議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第71号足寄町都市計画マスタープラン（令和2年～令和21年）についての件を議題といたします。

本件について総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、可決です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、議案第71号足寄町都市計画マ

スタープラン（令和2年～令和21年）についての件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第71号足寄町都市計画マスタープラン（令和2年～令和21年）についての件は、委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

◎ 請願第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第2 請願第2号種苗法改正案の慎重な審議を求める請願書の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、採択です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、請願第2号種苗法改正案の慎重な審議を求める請願書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は、採択です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、請願第2号種苗法改正案の慎重な審議を求める請願書の件は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第3 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番高道洋子君。

（2番高道洋子君 登壇）

○2番（高道洋子君） 議長のお許しを頂きましたので、通告書にのっとりまして一般質問をさせていただきます。

コロナ禍における避難所の在り方について

て。

近年、全国各地で自然災害が頻発しています。本町においても、平成28年8月から9月にかけて発生した台風等による大雨災害や、一昨年の9月に発生した北海道胆振地方を震源とする大地震によるブラックアウトはその後に大きな爪痕を残すこととなりました。

地震や台風等による大規模災害が発生した場合には、避難所において避難者が長期にわたり共同生活を営むことが予想されます。

避難所の設置・運営は町の管理・責任の下に行われますが、避難者の多様なニーズとその時間経過に伴う変化に対し、きめ細やかな対応が求められます。また、このたびのコロナ禍においては、災害が発生し避難所を設置、運営するに当たっては、密閉・密集・密接の3つの密を避けるなど、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、感染拡大防止に努めながら災害対応や避難所運営を行う必要があります。

新型コロナウイルス感染症が流行する中、避難所の在り方が問われています。災害から命を守る避難所は絶対に必要ですが、全国的に見ても避難所が混雑し、過去にも感染症の流行は起こっています。何としても感染の拡大を避けなければなりません。

厚生労働省が発表した新しい生活様式の実践例では、感染防止への基本的な対策として、1、身体的距離の確保、2、マスク着用、3、手洗いが示されています。これから、新型コロナウイルスが収束するまで長い期間がかかると思われますが、災害は時と場所を選ばずに発生します。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

1、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、大雨や地震などの自然災害が発生した場合に、避難所での3密を避ける必要があります。スペース的にも広さが必要になることから、避難所の数を増やす考えはないか。

2、避難所内で避難者が感染症などの健康

被害を受けないよう、寝床に間仕切りをつくることや床のほこりを吸い込まないように、段ボールなどでつくられた簡易ベッドを導入することが望ましいとされています。マスクやアルコール消毒液などといった備蓄品の状況も含めて、避難所の備えは万全か、町としてどのような対策を考えているか。

3、足寄町避難所運営マニュアルについて、避難所における新型コロナウイルス感染症対策を徹底するため、これに対応した新たなマニュアルの策定や現行マニュアルの見直しを含め検討される考えはあるか。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高道議員の「コロナ禍における避難所の在り方について」の一般質問にお答えいたします。

まず1点目の避難所での3密を避けるために、避難所の数を増やす考えはないかについての御質問ですが、避難所は現在50か所を指定しています。

国からは、本年5月21日付で避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料が発出され、感染防止のための避難所全体のレイアウト、動線などの具体例が示されており、総合体育館などの大規模避難所では、一般避難者と発熱、せき等の症状が出た者や要援護者等のスペースを分離するなど、レイアウトを工夫し感染防止に努めてまいります。

避難所の数を増やすことについてですが、コロナ禍におきましては、小規模施設では多くの住民を収容できないことや対応する職員が不足する懸念もあることから、数を大幅に増やす考えはありませんが、現在一定程度のスペース確保が可能な施設として、温水プールを活用することの検討や道立宿泊施設等の臨時的利用に向けた協議を北海道と進めています。また、指定避難所への避難のほか、知人や親戚宅へ避難、あるいは自宅で安全確保が可能な場合は在宅避難などの方法について、今後も住民周知に努めてまいります。

2点目の備蓄品の状況等についてですが、8月末現在の主な備蓄品は、簡易ベッド10台、段ボールベッド45個、間仕切り35個、毛布650枚、アルミマット352枚、マスク約9,850枚、アルコール消毒液325リットル、フェイスシールド165枚などとなっています。

ほかにも様々な備蓄品がありますが、必要十分な数量が確保されている状況にはないことから、住民の皆様には避難の際、マスク、消毒液、体温計等はできるだけ自ら準備し、携行していただくよう周知をするとともに、国や道の避難所ガイドライン等で示されている備品や消耗品などを参考に、真に必要なものを精査した上で、一部の備品は需要拡大により全国的に品薄の状況ですが、今後も情報収集に努め、適宜購入し充実させてまいります。

3点目のマニュアル等の策定や現行マニュアルの見直しについてですが、災害発生時は、平成30年9月に策定した足寄町避難所運営マニュアルに基づき避難所を運営することとしています。しかし、新型コロナウイルスを含む感染症対策等の内容充実を図る必要があることから、今後防災計画を含め、現行の避難所マニュアルの見直し等の作業を進めてまいります。想定される避難所等のレイアウトや運営方法は既に関係課等と協議、検討を終えており、現段階で被害が発生した場合は、それに基づき準備・運営をしたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症がまだ収束しない中、災害発生時に多くの住民の皆様が身を寄せる避難所の感染症対策の徹底は必要不可欠であると考えています。今後も避難所運営に関する情報の収集に努めるとともに、避難所開設の際は円滑に運営できるように準備してまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げ、高道議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

2番。

○2番（高道洋子君） 再質問をいたします。

今回9月1日が防災の日ということで、9月、今までたくさんの各新聞記事ですね、防災に関する、避難所に関する記事がたくさん出ておりました。そういうことで、その記事も参考に引用させてもらいながら質問したいと思います。

まず、9月の新聞記事の中に、ついこの間ですが、東京にある防災研究所というところがあって、4月に行ったインターネットでの調査によりますと、全国5,261名を対象に調査したらしいのですけれども、新型コロナで避難行動にどのように影響したかという考え方とか行動ですね、それをしましたら、影響すると答えた人が約7割いたそうです。具体的にはどういうふうに影響されたかというところ、感染防止対策をして避難所に行くと、避難所に行きますという、答えたのが30%にとどまった。次がマイカー、車中泊ですね。マイカーでの車中泊避難というのが41.7%で、一番最多だったと。それから避難所に行くが様子を見て避難先を変えるというのが39%、指定する避難所に行かないというのが21.8%という、そういう結果であったわけです。これはわずか5,261名のアンケートではありますが、見えたことは大勢が集まる体育館などの自治体が指定する避難所は3密を避けられないから、避難所で避難、コロナ対策のための避難所で避難という従来の概念が大変揺らいでいるということが分かったと、この新聞では述べておりました。

そこで、1番目の答弁の最後のほうにもありましたけれども、国では3密を避けるために新たな時代の新たな分散避難、その分散避難という言葉がよく出てきます。1番目の答弁の中にも、在宅避難ということで触れておりましたけれども、この分散避難。私もこれ勉強しまして初めて分かった言葉なのですけれども、これからは、そしてしかも従来の避難所というのは、やはり体育館でも2メート

ル四方の1人の人、または1世帯が収まるスペースが2メートル四方ということで、そうすると200人か300人収容できた体育館も、またそういう施設もおのずと半分とか3分の1とか、だから結局は2倍、3倍のスペースが、これからこの2メートル四方を守るならば、そういうふうに必要なようになってくると言われていると思うわけです。だから分散避難ということが大事なのですけれども、安全確保が可能な在宅避難をいかに成立させるか。いかに大丈夫だというふうに長く在宅で避難できるか。それにはいろいろな条件があると思います。また、ほかにホテル避難とか、それから青空避難といってテントですね。テントを活用した避難とか、また先ほど出てきたように、車の空間利用とか、それから縁故避難といって縁のある知人、友人、親戚、そういうところへ避難すると、それらを総称して分散避難と言われているのですけれども、またそのほかに、足寄町は340戸ほどの空き家がございますが、この空き家の利活用など考えられないものかなと、ふと思ったわけでございます。空き家も持ち主さんの、家主さんのもちろん理解を得て、有事の際のそのいつときでの契約でいいと思うのですけれども、お願いしてそういう小ざれいな空き家が結構あると聞いておりますし、またそういう利活用なら家主さんも喜んで貸してくれるのではないかなと思うわけです。

それから、テントでございますが、テントは外でテント張るだけでなく中で着替えだとか、それから何か熱が出ているとか、ちょっとした病状を持った人、持病の持っている人、またそのときちょうど風邪を引いている人とか、そういう人のための室内での、体育館の中でのテントなども大事になってきます。また、夏場であれば、外でのテントもいかなと、場所さえあれば。そういうことで、テントも町民が我が家にもありますけれども、使わなくなったテントを寄附してもらおうということなども他町村ではやっているように出ておりました。

ですから、ここでお聞きしたいことは、空き家の利活用ができないものかということと、それからテントですね。町民からテントを寄附してもらい、推進するという、そういうことについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今お話をいたしましたけれども、災害も災害の種類だとか、それから規模だとか、そういったものによって避難も随分変わってくるのかなというように思っているところであります。

例えば大雨だとかということになりますと、ハザードマップがあつて浸水地域が大体分かるわけですね。今までの災害などの状況を見てても、やはりハザードマップで浸水するよと言っているようなところに水が来ているというようなことが、ほかの地域で災害があったときの話ですけれども、出ております。そういった意味では、ハザードマップだとかそういったものを見ていただきながら、自分のところはどんな感じなのかと、大雨が降ったときに、どういうことになるのかなというのやっぱりきちんと見ておいていただくとかということがやっぱり必要になってくるのかなというように思っています。

そういった意味で、地震だとかとなりますと、いつどこで起こるか分かりませんし、その規模にもよりますけれども、全体的にみんなが揺れやすさマップみたいなものもありますけれども、どこの家も同じような形になってくるのかなというところがありますけれども、そういうようなことになっていくのかなというように思っています。

やはり雨が降って、大雨だとかということになってきますと、やっぱりまずは避難所に避難していただくということになるのですよね。やっぱり雨降ってますので、それからテント立ててだとかということにもなりませんし、ですから、まずは避難所に集まっていたくというのがまずは一番必要なのかなというように思っています。

そして先ほども言ったように、ハザードマップ等で確認していただいて、自分の家は大丈夫なのかなと、高いところにあって浸水するような状況にはなっていないということであれば自宅の避難ということもあるのかなというふうに思っています。

それから、お話あったように、親戚ですとか、それから知人ですとか、そういった方々が例えば安全な地帯にいとすれば、そういったところをお願いして取りあえず避難させていただけないかなということも、これは必要な方法なのかなというように思っています。

そういうことで、避難の方法というのはいろいろとありますけれども、取りあえずはやはり自分が今どういう状況に置かれているのかというのを確認していただいて避難していただく。自宅でも大丈夫なのか、やっぱり避難所に行かなくてはならないのか、そういったのを十分確認していただきながら避難していただくというのがやっぱり大事なのかなというように思っているところであります。

今回の台風10号などで、新聞報道だとかテレビなどの報道など見ていても、いろいろな避難の仕方、それぞれ考えて避難をされているという状況があります。それから、そういったことでいきますと、やはりいろいろな、今後、今までのこういう感染症がないときにはいきなり避難所でもよかったのかもしれないけれども、こういうような状況になってくると、なかなか避難所にも行きづらいなという気持ちが皆さんあるのかなというように思ってますけれども、それはそれで、やはり先ほども言ったように、自分の置かれている今の状況を見たときに、どこに避難したら一番いいのか、自宅でもいいのか、避難所に行かなければならないのか、友人のところをお願いして行くのかだとか、そういったものをやっぱり検討していただきながら避難していただくということが肝心になってくるのかなというように思っています。

そういったことで、今お話あったように、例えばテントだとか、それから空き家だとかというお話もございましたけれども、テントなどはやはり多分今自宅でお持ちになられているのはきっと外で張るようなテントなのかなというように思っています。それはやっぱりある程度雨がやんだ後、少し落ち着いたら後だとかということになるのかなと。室内で使えるようなテントであれば、避難所でそのまま使うことも可能なのかなというように思っていますけれども、そういうものもやっぱりこれから、この後、まだ買ってませんけれども、購入してませんけれども、やはりテントというのも有効な、この感染症の中では、避難所の中で使うには有効なものなのかなというように思ってます、今後も購入する予定はしております。

例えば、今自宅ですってなくても、使っていないよとかというようなテントがあるとすれば、そういったものも活用できるのかなというように思いますので、室内で使えるかどうかだとか、いろいろな制約ありますけれども、例えば避難するときにそういうものを持ってこられるだとかということも一つは簡単なものであれば、大きなものではちょっと難しいかもしれませんが、そういうことも考えられるのかなと思いますし。

あと、空き家ですけれども、空き家についてはやはり避難生活が長くなってきたとかということになってくると、そういうことにも一つは活用できるのかなという気がします。今すぐ避難しなければならないといったときに、空き家だとかというのはすぐにそこを活用ということは、なかなかきっと難しいのだろうと今思ってます、そうするとやはり避難生活が長くなってきて、災害が、自分の家に戻れない人たちがいっぱいいて、例えば公営住宅に入れれば公営住宅だとかありますけれども、そういう住宅も十分ないだとかといったときに、空き家だとかというのは、またこれ有効な活用の仕方なのかなというようにも思います。

ただ、今すぐそうしたら、そういうことがすぐできるかということ、なかなかそういうことにもなりませんので、今、高道議員からお話頂いたお話も十分に参考にさせていただきながら、今後の避難所の在り方等含めて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） ありがとうございます。

空き家といいテントといい、まだ今々急にということにはならないと思っておりますので、この先、このコロナが続くと思っておりますが、コロナだけでなく、またいろいろなウイルスが発生するやも分からないし、今後に向けて検討していただきたいなど、このように思います。

先ほどの御答弁の中に、1番目の中に、在宅避難などの方法についてということが触れておまして、これは分散避難のことだと思いますが、この在宅避難という言葉自体も町民の方は早々まだまだ分かっていないかなど。安全な自宅で待機できる人は自宅ということなのですけれども、住民への周知を努めてまいりたいとあります。どのような周知方法を考えておられるか、御質問いたします。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

住民周知につきましては、今回の在宅避難等のことにつきましては、1か月ほど前ぐらいに一度住民に回覧によりまして周知をさせていただきます。今後におきましても、さらにホームページ、あるいは広報あしよろ等を通じて、住民の皆様にもお知らせ、周知をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 住民の方に回覧だけではなかなか皆さん、見る人と見ない人おりますので、もっとしっかりとどういう意味で

どういうことでどういうメリットがあつて、どういうことを気をつけなければいけないかという1枚のパンフレットか何か、特集組んでそういう在宅避難について、今後多分在宅避難が有効になっていく方向だと国もそう言っているし、そういうふうになっていくと思っておりますので、それも落とし穴が結構あるとも思います。ですから、そこら辺もしっかりと周知していただきたいなと思うわけでございます。

次に、2番目の備蓄状況ですね。2番目の御答弁の中に、備蓄状況のことについて再質問いたします。

これも新聞紙上で、北海道新聞にマスク、消毒液、間仕切り、段ボールベッド、この4点です。4品目ですね。マスクと消毒液、間仕切りと段ボールベッド、この4品目について、全道179市町村にアンケートを取ったと。これが9月7日の新聞に掲載されておりました。ここでこの4点を、マスク、消毒、間仕切り、段ボールベッド、この4品目を全て確保している町村が全道で11市町村にとどまったと。11しかなかったと、179のうち。市町村名も公表されております。この4品目いずれも想定必要量備えていない市町村が57市町村で、約32%、全体に比べて。この3割強の人が想定必要量を備えていなかったとなっております。この必要、備えていなかったという中に、十勝でも5町が町村名も公表されておりました。足寄町は全て確保している11町村にも入ってなかったのですが、想定数を備えていないという市町村にも、十勝の5町村の中にも足寄町は入っておりませんでした。足寄町は新聞ではどこにも明記されていませんでしたけれども、どの位置にあるのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

本町におきましては、今高道議員がおっしゃった備品のうち、間仕切りのみが不足し

ている状況でございます。

今定例会におきましても、補正予算で間仕切りの購入について予算提案しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 全国の市町村、自治体では7割の市町村、自治体がまだ在庫されてない、準備されてないということもテレビでは言っていました。

先ほどの答弁の中に、たくさんの簡易ベッドも10台、段ボールも45個とか、間仕切り35個ということで、結構ありましたもので、この11の市町村に、完璧である11町村の入ってなかったのかなという思いがあってお聞きしたわけでございます。

今お聞きしますと、間仕切りのみが不足ということで、ここでは、間仕切りが35個もあるけれども、足りない。もちろんそうだと思います。そして、なかなかみんなが殺到していて、自治体も企業も殺到していてなかなか生産に間に合わないということもあります。いろいろと新聞やほかのテレビとか避難所状況を見ますと、何も間仕切り買わなくても、何か地域にある、地元にある段ボールでうまくすればできるのではないのかなと、2メートル四方ですから。そういうことも思ったわけでございます。そういうせっかく要らなくなった段ボールを利活用することも、これなかなか業者からの納入を待っていると、多分日本全国で殺到してますから、なかなか1年、2年がかりでないと入ってこないのではないかなという心配もありますけれども、そういうことも考えていただきたいと思っているわけでございます。

また、早急に確保できない間仕切りなのですけれども、何か課題があるのですか。やっぱり業者の納入が遅いということでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

今、高道議員御指摘のとおり、6月定例会に間仕切り10基、予算要求させていただいて議決を頂きまして発注をいたしました。実際確かに全国でその間仕切りの注文が殺到しておりまして、納期が一応来年の3月末までという設定になってございます。

あと、6月に要求した間仕切りのタイプが、今私がお答えしたように、非常に納期がかかって入手しづらいということで、今回の定例会に御提案させていただきました間仕切りにつきましては、6月定例会で要求した間仕切りとは別の、先ほど町長お答えしたテントタイプのもを購入する予定で予算提案させていただきました。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 他町村の写真で見ますと、大きなビニールをかけて、ポールを立ててビニールで四方を仕切っているという絵も、写真も載っておりましたので、それと地元にある段ボールを何とか利活用して上手に組み立てて、そういう器用な方がいると思いますので、考えていただきたいと思っております。

次に、安全確保が可能な在宅避難のときの備蓄品の準備についてお伺いしたいと思います。

安全確保の可能な在宅避難のときの、災害に備えて日頃から災害時には必要な食料や日用品を準備しておくことが大切です。2年前のブラックアウトの際には、電池やガスボンベ、トイレトーパーほかパンやレトルト食品など、すぐに食べられる食品に消費者が殺到したと報道されておりました。少なくとも、備蓄品というのは家庭でも3日分から1週間ぐらいの、せめて理想1週間、最低でも3日間の備蓄が必要と言われております。特に断水の場合などにはトイレの水が流せないということもあって、凝固剤の準備が不可欠だと思いますし、また冬場に向けてはカイロや寝袋等の準備も欠かせません。これら災害時に必要な家庭での、我が家での備蓄品につ

いてですが、なかなか聞いてみますと、あるようで、みんな備蓄しているようで、もう何年も前から言われてますから、見本なども見えますが、なかなかうちにもない、ないという人が多かったです。そういうわけで、備蓄品を町民にあっせんする方法は取れないものかということ、今伺うわけでございます。

避難所に行きましたら、備蓄品は町の備蓄品、会場で、避難所で用意している備蓄品を頂くことができるわけですがけれども、在宅避難となると、そういった備蓄品が配ってくれるものでもないし手に入りません。だからおのずと自分が用意しなければいけないということなのですけれども、各種の備蓄品が防災セットとして準備して安く、本当に必要なもの、そういう必要なものを町が示して取りまとめるという、これはもちろん自治会が取りまとめるようになると思いますけれども、そういう考えとリストの周知ですね。リスト、こういうのが最低必要ですよという、特に足寄は高齢者やら独居の人が多いので、そういう人たちへの周知ですね。それで自治会、連合会等にも相談できないものかと、していただけないかということで、取りまとめについて、あっせんについて、お伺いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

非常用の備蓄品の関係でありますけれども、当然自分の命は自分で守るというのがやっぱり一番基本でありますので、避難所等いろいろありますけれども、やっぱり自分の命を守るために必要なものというのは自分たちで確保しなければならぬというのが、まずは原則かなというように思っています。

備蓄品の関係でいきますと、足寄町で防災ガイドマップというのを出しておまして、その中にもこういったものが非常用の持ち出しもの、持ち出しておかなければならぬのですとか、それから非常時のための備蓄品というようなリスト等をつくっておまして、その後にチェックリストなどもあって、

そういったものでそれぞれ用意をしてくださいということで、こういうガイドマップだとか出してありますので、これに先ほど言ったハザードマップなども一緒についておりますし、避難所の場所だとかそういったものも載せてありますので、そういったものを見ていただきながら、それぞれ備蓄していただくというのがやっぱり原則なのかなというように思っています。

それと、最近ではやはりホームセンターだとかいろいろなところに行っても、こういうものがセットになって、防災備蓄品ということでセットになって売っているものなどもありますので、そういうものをそれぞれ自分たちに合うものを、自分たちに必要なものと思われるもの、大体こういうリストがありますから、そういったものを見ていただきながら、こういうものが必要だねということで買っていただくのがやっぱり一番いいのかなというように思っています。

特にあっせんとかというのをしなくても、今時代でいけば、そういったものがきちんとセットになって売っているというのもありますので、そういうものをそれぞれ御購入いただければなというように思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） そうですね。そういう示されてはいるのですけれども、実際にはなかなか我が家に置いてない、まだ置いてないんだという人が結構私の周りにもおりましたし、アンケートを取ってみなければ分かりませんが、意外と少ないのですね。ですから、そういう面でもやっぱり、もちろん自治会の役員さんを通して、自治会回覧の中で、これだけのものをこの値段でできますよということをやったら、もっと普及するかなということでお聞きしたわけでございます。また検討していただきたいと思います。

次に、3点目の質問の中に、答弁の中に、ガイドラインについてお聞きしました。3点目のマニュアル等の策定や現行マニュアルの

見直しについて、作業を進めていくということが明文化されておりましたけれども、現在のマニュアル、かなり厚いマニュアルを今回一生懸命読みましたけれども、なかなか内容は充実していると思います。しかし、かなり分厚い冊子で、これが一般の町民にはなかなか分かりづらいなということ、読みながら感じた次第でございます。

そこで、このコロナ禍に対応した避難所運営ガイドラインという、言ってみれば新型コロナウイルス感染症対策編ということで、根本から作り直すということはないと思いますけれども、そういう対策編をもっと町民に分かりやすく易しいマニュアルで、身近に、先ほどのマップと一緒に、別に作成してはどうかということを感じました。

実際には、他の自治体でもそういうコロナ対策編ということで、それに特化して、そして特集組んで、特集というか、編集してやっている市町村もありましたけれども、例えば岐阜県の羽島市というところです。令和2年6月に、今年6月に本文がある5ページで、いろいろな様式が、町民に書いていただく様式とか、何かいろいろな様式があるのですけれども、それが9ページからなる、全体で十数ページという、14ページですか、という新型コロナウイルス感染症避難所運営ガイドラインというか、そういうのもありました。そういうのも作成して運用しているということでございます。

災害時に行政と町民が協力して、コロナ禍に対応した避難所運営を行うためにも、町民が分かりやすい、町民目線で関係者の役員や町職員だけが分かるのではなく、そういうのもガイドラインとしてつくって見たらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） マニュアルにつきましては、高道議員おっしゃったように、平成30年に策定いたしましたマニュアルの改訂ではなくて、別冊編といたしまして、新型コロナウイルス等の感染症に特化したマ

ニュアルとして作成をする予定でございます。

それで、ちょっと私岐阜県羽島市のマニュアルを見たことはありませんが、それらを参考に町民の方に分かりやすく避難行動を取れるようなマニュアルの作成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 分かりました。本当に易しく分かりやすいガイドラインをぜひおつくりになっていただきたいと思います。羽島市のガイドライン本当に薄いものでございます。

次に、伺います。

これで3つの再質問が終わりましたけれども、今度はコロナ対応訓練について、訓練についてお伺いしたいと思います。

分散避難など、避難場所が増えていくと、今までに加えて、コロナ対策のための消毒や検温チェックなど避難所での運営側の行動、仕事がたくさん増えてきます。避難所での運営の流れや発熱者などの誘導手順など、スムーズな役割分担ができるよう、日頃から何回か対応訓練をすべきと考えますが、訓練の実施の予定があるのか、もうしたのか、これからなのか、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

最近の新聞等によく各十勝管内の町村につきまして、避難の訓練を行ったという記事が掲載されておりますが、本町におきましても関係課の職員のみでありますけれども、総合体育館等、あるいは小学校のほうと連携を取りまして、一応少人数ではありますが、訓練はしております。ただ、報道機関にプレスリリースしておりませんので、新聞記事にはなっておりませんが、一応段ボールベッドの作成をやったみたり、一応手順、一応道というか国で示されている避難の在り方について、一応シミュレートをした訓練は行っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 訓練を少人数、担当者でなされたという答弁でございました。

その訓練をしまして、その結果、どういう問題点が浮かび上がってきたのでしょうか。いいところ、悪いところ、様々ですけれども、訓練というのはそういう問題点を、何とかな、次に本番に備えて見つけるということも大事な訓練だと思いますが、いかがだったのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 基本的に28年災のときを思い出しつつ、訓練を行ったわけですが、28年災のときは、各避難所に最初から物品を当然備蓄しておりませんので、それぞれの避難所に備蓄しておりませんので、何回も総務課の職員が運んだという記憶がございます。それで、時間等もかかるものですから、今後におきましては、避難所の開設と同時に物資を、必要な物資の数を想定しつつ運ばなければならないということと、あと事前に、例えば総合体育館等におきましては事前に、現在も毛布等につきましては備蓄しておりますが、必要な物品を事前に備蓄しておくということも、今後そういうのも課題だなということを検討しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 備蓄品を1か所にとというのが、これからは検討しなければいけないのではないかなと私も思っております。分散備蓄とって、やっぱり備蓄品を指定避難所のところにまさか倉庫というわけにいかないですけれども、空きスペースに備蓄品を分けて備蓄するという、それも相手があつての、そういうスペースがあるかないかのこともありますから、一概に言えませんけれども、それも検討すべきかなというふうに私も考えております。

新聞報道によりますと、何か町村が訓練したという報道がありました。十勝管内でも他

町村が実施した訓練によると、浮かび上がった問題点が、やっぱり多分思っていらっしゃると思いますけれども、人手不足、もう絶対的な、当日ですね、人手が足りなかったと、それが分かったということやら、受入れのときに避難者の検温や健康チェックなど、またやるのですけれども、また非常時には避難所以外の仕事、業務に忙殺されてなかなかマンパワーが少ないのがネックだったと。そのように新聞では、他町村の町村長さん方が言っております。

本当にこのパワーですね、マンパワーですね、人手不足。訓練をして分かる問題点やシミュレーションの確認なども多分できたのではないかと思いますけれども、この訓練を通じて町民の危機意識ですね。担当者だけでやるということは、それなりにメリットあります。運営者側の、何とこののですかね、問題点やら、なすべきことが明確になると思うのですけれども、町民を巻き添えにして一緒に町民、全部ではないでしょうけれども、130人ぐらいの規模でやった町村もありましたけれども、やっぱりその課題とかよかったことは、担当者とそれから町民が危機意識が非常に高まって、スムーズな役割分担をできるようになったということを経験では言っておりました。このマンパワーなのですけれども、マンパワーの補充として、人手不足の補充として町民のボランティアさんを、たくさん人がおりますけれども、協力を仰ぐことはできないのか伺います。やはり町職員だけでは多分箇所も増えてくると、それぞれに担当で行かなければいけないし、仕事は山ほどあると思うのです。だから、テープを貼るときに例えばテープを引っ張るとか、組立て作業をすとか、何かそれなりにボランティアさんも町民もできるのでないかなという、思いますけれども、そういうボランティアの活用に、協力活動をお願いということについてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

ボランティアということでございますけれども、基本的にやはり避難所に集まっていた方の中で手伝っていただける方、元気な方で手伝っていただけるような方をお願いして、そこの設営、例えば今回のように間仕切りだとか簡易ベッドだとか、それから例えばテントが立てなければならぬだとか、そういうようなことがあれば、やはり集まっていた、避難してきていただいた方にもお手伝いを頂かなければならぬのかなというように思っています。

特にボランティアの方にいついつここで災害があるので集まってくださいといっても、なかなか災害の状況の中で集まっていただけというのはなかなか難しいのかなというように思っておりまして、そういった意味では、集まっていた方の中で比較的若い人だとか、まだまだ動けるよという人たちをお願いしてお手伝いいただくと、そういった中で避難所の運営を手伝っていただくような形がやっぱり一番いいのかなというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 集まった人の中でボランティア、お手伝いを組んでやるという、今のお話でした。毎回、足寄も高齢化して、集まってくる人も高齢者が多いと思いますけれども、また皆さん専門知識もないし、学習も積んでないということで、その中から選んでやってくれそうな人をお願い、御協力願っているのだと思います。

次に、ソフト対策の面での防災の対応ということで、対策について伺いたいと思います。

この定期的な学習、防災学習会の実施について、定期的なですね、お伺いしたいと思います。

町民に対しまして、防災に対する正しい知識や心構えなどを習得してもらうために、防災学習会などの機会を積極的に設けることが重要と考えます。今までは、本当に何年に1

回とか、めったにこない災害でしたけれども、このようにコロナとか最近のこういう感染とか、そういうふうになると正しい知識ということが大事になってきます。本町では昨年4月から防災担当の総務課に専門の方が、総務課ですか、配置されたように御紹介受けましたけれども、こういう人たちが中心になって、年に何回でもこういう定期的な防災学習を実施するというのはどうお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

今回広報あしよろ8月号にも記載ございますけれども、災害に備える形の部分で災害のレベル化の部分と自主防災組織なり、地域での学習ということで、この中では町がお手伝いできることはということで、自主防災組織を皆さんで、その地域地域で組織化についてお手伝いをさせていただきたいと。あと防災講話等の講師の派遣ということで、大きな講話、例えば町民センターでやるような、町民の皆さん全体を集める講話もございますが、その地域地域のその地域の特性に応じた自主防災組織なり、自治会での活動につながるようなお話をさせていただきたいのでぜひお声がけくださいというふうな形でやっておりまして、実際にその地域地域、自治会で呼ばれたりして、専門の担当者が派遣しての講話をさせていただくというような形になってます。

まだまだ周知という部分では、重ね重ねやっていかなければいけないところかと思っておりますけれども、現実的には今そのような活動をやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 分かりました。

地域的にやっているということで、自主防災組織ですか、それも前は2個から10個ぐらいに増えて、今現在何個になったでしょうか。十二、三個になりましたか。後で教えて

ください。後で、あれが終わりましてから。

着実に自主防災組織も増えていると。我が地域も中島2区ですけれども、担当者の方に来ていただいて勉強会もしましたり、立ち上げるという段階でコロナになりまして、なかなか頓挫しまして、なかなかうまく、これ収束してからのことになると思うのですけれども、そういう組織を立ち上げていくという意味では大事ななことかと思えます。

あと、そこで勉強会の中で、このテーマとして、マイ・タイムラインという、そういう国からの方針でこういうことも大事ですよという、防災を避けるためにどうなのかという、気象災害の発生に備えて、避難に向けた行動をあらかじめ決めておくと、自分なのですよね。町民一人一人の避難行動計画ということがマイ・タイムラインということで、自分のタイムラインなのです。いざというときに慌てることがないよう、自分自身や家族がいつ何をするのかという時系列で、この時間の流れとともに決めておくということ。これには作成シートとか、防災の地図を用意して、一人一人のマイ・タイムラインを作成しておくことが必要ではないかという考えなのですけれども、こういう防災学習会の中で書き方とか、どういうものかということ町民に教えていただき、作成を推進していただきたいなと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

やはり自主防災組織ですとか、そういったところがきちんと立ち上がってきて、そういったところがきちんと動いてくる、そういったようなことがまずは大事なかなというように思っています。

そういう意味で、今後まだすぐにマイ・タイムラインだとか、そういったものの作成だとかといったところにはなかなか進んでいかなないかなというように思っていますけれども、時間をかけてそれぞれ町民の皆さんに防災意識を持っていただく、それから自治会と

しても自治会なり、地域の単位の中で自主防災組織等つくっていただく、そういったものを積み重ねながら、それぞれ防災意識を持っていただいて、その中でタイムラインだとかそういった、マイ・タイムラインですか、そういったものも作成できるような、そんな形で進んでいけばいいかなというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 最後に質問いたします。

地域防災マスター制度というのがございますが、地域防災マスターということに、このことについて伺います。

今、北海道では防災研修を受講しまして、地域防災マスターとしての心構えなどを身につけていただいた上で、地域で活動していただける方を、北海道地域防災マスターとして認定なのです、認定しております。年に何回か、音更町辺りもすごく熱心に地元で開催したり、全道各地でこの認定の防災研修会というのが、マスター研修会が、認定のための、あるらしいのですけれども、令和2年8月17日現在、北海道には3,745名の北海道地域防災マスターというのがおりまして、では足寄にはとなりますと、御存じかもしれませぬけれども、お一人、その地域防災マスターがいらっしゃる、認定者がいらっしゃるということでございます。

地域での防災意識を高めていくためにも、こういった取組は大変有効かと。ただ、全道で3,700人おりますけれども、足寄町では1人ということで、この人だけが地域高まるわけではないと思いますけれども、こういう取組ですね、積極的な取組が大変有効でないかと思うわけです。

コロナ禍の今、先ほどから問題点もありましたけれども、行政だけの対応ではマンパワーが絶対不足する。それから、これから今50か所の避難所、足寄は。2倍、3倍、コロナが収束しなかったら増えますよというこ

とになると、100個、150個の避難所が、理想としてはですよ、施設としては必要なのですよと、2メートル四方間隔で、つくっていくとですね。そのために在宅避難とか、テント避難とか、青空避難とかいろいろあるわけですが、マンパワーですね、この不足がどうしても否めないことから、この北海道の制度に倣って、足寄町独自の地域防災マスター制度を創設していただいて、地域で活動していただける防災ボランティアを、そういう方を養成していくことが必要ではないかと思いました。そうすると、そういう人たちはマスターでございますので、何回もそういう防災のための注意事項とか専門知識を勉強しながら、そして災害が起きたときには、そういう人たちは多分各町内会に散らばるようになると思いますので、そういう人たちにも大いなる助っ人として応援していただけるのではないかなと思うわけです。独自の取組について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 防災マスターの、これは北海道である制度で、足寄町にはお一人ということで頑張っていたいておりますけれども、やはりそういうこと、今お話を聞きながら考えていたのですけれども、やはり自主防災組織だとかが各自治会単位ぐらいでできてくると、その中でやはりそういったところで防災の中心になって頑張っているような、そういった方が必要になってくるのかなと思います。そういう方が例えば防災マスターだとか、そういった方になっていければ、それぞれの地域の中で活動がまた進んでいくのかなというように思っています。

そういった意味で、今すぐ町独自の防災マスターというような、そういう制度というのをつくって立ち上げてやっていこうということにはちょっと今なっておりませんが、やはりまずは自主防災組織の中で、それぞれの地域の中で防災に関心を持っていた

く、防災に対する活動をしていただく、そういう方を少しずつやっぱり増やしていくということがまずは大事なのかなというように思っています。そういった方たちの中から、やはりそういう、その中でもスペシャリストとは言わないかもしれませんが、やっぱりその中で中心になって働いていただく、そういった方たちが防災マスターという形になっていけばいいのかなというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 私が懸念するところは、なかなか自主防災組織ですね、これ私も室蘭かどこかに行ったときに、気象予報士のNHKテレビによく出ている、名前忘れましたが、その人から講演があって聞いてきて、これはいい組織だなというふうに思って、ずっと思い続けてきました。それもう六、七年になるのですけれども、なかなかお友達などにもそういうのを自治会の会合の中で、自主防災組織を立ち上げましょうと言ってくださいということで、結構進めましたが、でもなかなか意味がよく分からないことや、それは一体何だろうということで、ずっと何年間も本当に2団体ぐらい、2つぐらいの町内会でずっと来ました。そのときに思ったことは、なかなか地域でそういう人材発掘とか、そういうことはなかなか難しいことだなというふうにずっと思って、やっぱりこれは町が一つになって、そういうボランティア組織というのは結構あるのですよ。婦人ボランティアとか、本当に消費者協会もそうですし、いろいろな組織があります。そういう人たちは200人ぐらいになるのですね、そういう人たちが。だからそういう人たちを対象に、まずそういうマスターといたらちょっと構えるかもしれませんが、何か名前をつけて、遠いところで何回も研修したり講演したり、そういう組織を立ち上げて、そして自覚を促すというほうが早いというか、そういう気が致すわけです。な

なかなか自主防災組織の立ち上げは思ったよりぱっと広がらないものですし、それを理解するのになかなか自治会の役員さんも、また自治会員の皆さんも、何のメリットがあるのだということを使うのです。そういうことで、なかなか難しいなということで、このマスター制を提案したわけでございます。また、今後いろいろと、そして災難はいつどんな規模で来るか分かりませんし、で人が少ない、もう頭から人がいないということで、この新聞では載っておりました、他町村の人たち。ですから、足寄も漏れなくマンパワーって大事だと思いますので、そういうことも今後検討していただいて、被害が少なくて済むようによろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） これにて、2番高道洋子君の一般質問を終えます。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時半まで、30分スタートといたします。

午前11時15分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続けます。

10番二川 靖君。

（10番二川 靖君 登壇）

○10番（二川 靖君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問通告書に基づき質問をしたいというふうに思っております。

エゾシカによる農林業被害と今後の対策について。

エゾシカによる農林業の被害について、農業・林業を営む方から話を聞く機会がありません。平成30年11月北海道森林管理局管内の恵庭で起きた狩猟誤射で管理局の職員が亡くなったという悲惨な事故が起きました。その年度は国有林、道有林では全面狩猟が禁止され、令和元年度は一部解除で土日・祝日が狩猟可能になりましたが、エゾシカが増え、被害も拡大している。また、狩猟免許を

所持している方についても年々減少し高齢化も進んでいるとお聞きしています。

このような状況を踏まえ、以下の点についてお伺ひいたします。

1、本町における農林業の被害額はどのくらいなのか。

2、本町におけるエゾシカの一般狩猟捕獲頭数と駆除による捕獲頭数は何頭くらいか。

3、本町の狩猟免許所持者の総数と年齢構成はどのようになっているのか。

4、駆除に対する報償費については、町が1頭につき6,000円、国が7,000円で、国から補助される年間頭数は1,200頭と聞いているが、1,200頭分の補助金で足りているのか。足りていないとすれば、国に要請をしているのか。また、町独自として報償金の値上げについて考えていないのか。

5、狩猟免許の取得及び猟銃の購入に当たり補助金を出せるようにしていただきたい。

以上、町長の所見をお伺ひいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 二川議員の「エゾシカによる農林業被害と今後の対策について」の一般質問にお答えいたします。

1点目の本町における農林業の被害額についてですが、直近3年間について申し上げますと、平成29年度は9,558万円、平成30年度は9,184万円、令和元年度は9,270万円となっております。

2点目のエゾシカの一般狩猟捕獲頭数と駆除頭数についてですが、近年3年間について申し上げますと、平成29年度の一般狩猟頭数は313頭、駆除頭数は1,425頭、平成30年度の一般狩猟頭数は324頭、駆除頭数は1,428頭、令和元年度の一般狩猟頭数は288頭、駆除頭数は1,405頭となっております。

3点目の狩猟免許保持者の総数と年齢構成についてですが、直近3年間について申し上げますと、平成29年度は69人で最低30歳、最高82歳、平成30年度は63人で最

低31歳、最高82歳、令和元年度は58人、最低32歳、最高83歳で、3年間とも平均年齢は59歳となっております。

4点目の駆除に対する報償費についての御質問ですが、国の捕獲事業は毎年度早い段階で予算不足の現状にあり、予算確保と補正について、窓口となる北海道に要望しておりますが、町の要望に対し100%の予算配分がなされていない現状にありますので、引き続き北海道への要望を続けていく予定でございます。また、町独自の報償費上乘せにつきましては、猟友会等への聞き取りも行い、状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

5点目の狩猟免許の取得及び猟銃購入費の補助についてですが、猟友会等と協議を行いながら、担い手対策の一環として、今後も検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、二川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

10番。

○10番（二川 靖君） 今、町長のほうからお答えがありました。

それで、いわゆる足寄町の鳥獣被害防止計画というのが策定されてまして、令和元年12月に変更されたというふうにお聞きしております。そういった中で、この間見れば、約平成27年から29年度、平均してエゾシカによる被害額が1億円を超えているということで、目標としては3年間で9,300万円程度の被害額に抑えたいということで、この防止計画ができていくということで、今お聞きするところによれば、それに近いような被害額に減ってきているということでありまして、そういったところはありますけれども、いかんせん、この鹿については、先ほども言ったように、国有林で撃てなくなったということで、昨年の議会報告会の中でも、地域の方からやっぱり鹿が増えてきているという中で、やっぱり対策を講じてほしいということが言われてきているわけです。

そういった中で、私から見てもやっぱり山における鹿も増えてきているのかなと。一般的にいわれる交通事故も結構車とぶつかっていると。本町においても悲惨な事故ということで、多分鹿であろうというふうに言われておりますけれども、鹿とバイクが衝突してお亡くなりになったという、とても残念な、足寄も交通事故死亡ゼロがずっと続いていた中で、とても残念な結果になってきているのかなというふうに思っているところであります。

それで、今回農作物の被害については、小麦からずっとスイートコーンまでずっと出ているわけなのですが、今回林業の被害ということで、なかなかこれが数字化されてきていない。聞くところによると、苗木を植えると、そうしたら蹴飛ばされたり何なりして苗木が倒れて根が枯れて死んでしまうだとか。あと、苗木も小さいものですから幹が柔いということで、食害があるというふうにお聞きしておりますけれども、そういった部分で今回町として押さえているのか、ちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

エゾシカによる農林業被害の中のカラマツ、トドマツという形の中での被害報告については現在のところ把握している額については、数値化しているものではありません。

以上でございます。

お聞きはしてはありますが、額として聞いているということについては把握していないということで、御理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今、把握をしていないということでもありますけれども、では、もう一つお聞きしたいのは、町有林としての被害はどういったことになっているのか、お

聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 先ほど二川議員おっしゃっているように、植林した後、そのところに鹿がちょっと新芽を食べたりとか、そういった形の中での報告は若干受けているのですけれども、そこについては全てが食べられているわけではないということで、ちょっと生育が遅れるかもしれませんが、そういった形の中で、生育しているということもあるので、町有林に対しての被害ということについては、現状まだないというふうに把握しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 町有林ではあまり被害がないということ、今成長のこともありましたけれども、いずれにしてもいろいろ聞くと、やっぱりその地域地域によっては鹿が固まって集団で荒らしていくということもちょっと聞いておりますので、いわゆる民有林含めた森林組合ですか、どの程度ちょっと押さえているかは分かりませんが、そういったところとちょっと連携を取りながら、やっぱりどのくらいの被害があっているのかということもやっぱり調査すべきことなのかというふうに考えておりますので、そこら辺今後以降調査をしていく方向であるのかなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） うちのほうも農林業被害という形の中で、毎年調べています。ちょっと農業の関係でいきますと、この農業被害にいくと、いわゆる小麦、作物柄に対する農業被害というのはやはり生産者から農協に報告して、そして農協が年1回十勝総合振興局から反当たりの被害額の算出単価というものが出されております。それに対して掛けて、このような結果になっているのですけれども。そうすると、今二川議員がおっしゃっているように、民有林含めて森林組合

を通しながら、そういったものの被害がもしかあるとなれば、そういったことを調査というか、そういう調査をするということについては、今後協議してから進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 分かりました。

それで、何でそういうことを言うのかといえば、協議会、これ構成団体で例えば十勝東部森林管理署だとか、九大だとか、いわゆる森林組合が入っているということで、その協議会の中でやっぱりきちっとした議論をする中で、大した被害なのか、大きいのか、ちょっと小さいのかということも、たまたま林業をやっている方からお話を伺って、ちょっとひどいところがあるよという話を伺っておりますので、そこら辺どうにかまとめて、いわゆる対処できるような方法というのをこの協議会の中で議論をしていただきたいなというふうに思っておりますので、そのことについてよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

それと、2点目なのですが、一般狩猟と駆除による捕獲頭数はどのくらいなのかということで、これ今出されておりましたけれども、いずれにしても、これ一般狩猟というのはちょっと頭数少ないのですけれども、足寄町外の方々、道内外から狩猟者が来るといことで、年間の頭数は一般狩猟はまだまだ多いのかなというふうに思っておりますけれども、そういった部分で頭数は増えていくのかなというふうに思っておりますけれども、頭数が増えることによって、多分猟友会、町からお金を出して猟友会にお金、補助を出して、残滓の関係でかなりお金がかかっているというふうに聞いております。残滓の関係でいえば、この捕獲頭数よりも多分多いくらいの頭数くらいの残滓の処理だとか、いろいろあるのかなというふうに思っておりますけれども、そこら辺についてちょっと押さえている

ことがあればお伺いしたいなというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

先ほどの部分に対しての残滓の関係、処理という形の中だと思うのですが、一般狩猟含めてだと思うのですが、基本的には有害鳥獣対策に伴うものについては、埋設したり、どうしても処分できないところについては、残滓ボックス等に入れていただいて2事業者のところでは処分している状況です。

今残滓の関係の残滓処理については、実はキログラム単価でもって置き換えして処理をしているものですから、それを頭数的に割合を比較していくということになると、ちょっと難しいのですが、基本的には残滓処理の個体処理については毎年同じような250万円から290万円ぐらいの、ごめんなさい、間違えました。200万円ぐらいですね。200万円ぐらいということで処理をしているということで推移しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 了解しました。

多分頭数ではなくてキロ数でいっているから、なかなか分からないということでありまして、これについてもハンターのモラル等々も問われている中で、やっぱり猟友会がやっぱり町の補助金を借りながら残滓処理をするというのはいかなものかというふうには思っているのですが、まず足寄の猟友会の方ではなくて、いわゆる管外から来る人たちがそういったことなのかなというふうに考えておりますし、そういったことで、捕獲頭数もそうなのですが、そういった残滓の処理も含めてお金がかかっているということで、今後猟友会の協力等々得ながらでないと、このことができていけないというふうに考えておりますので、今後以降も猟友会、多分経済課長が多分総会等々に出席しなが

ら、そういった情報を仕入れているのかなというふうに思ってますけれども、そういったことも含めて、情報を共有しながら今後以降についても、猟友会等々と話をしてきたいただきたいというふうに思っているところであります。

それと、3点目なのですが、狩猟免許の所持者の総数と年齢構成はどのようになっているのかということで、実は私がちょっと見た資料によりますと、平成30年ですか、当時30、31年ころには60数名の方が令和2年の総会においては、実は56名に減ってきているということでありまして、それで、第1種の狩猟免許を持っている方が35名、2種が3名、そしてわなが18名ということで、56名になってきているということでお聞きしているところでありますけれども、いずれにしても、この第1種の35名、これ猟銃を持っている、ライフル等を持っている方なので、なかなか増えていかないと。新規会員については1名しか増えていないということで、年齢も高くなる一方で、こういった狩猟にも関わっていただけないことが年々年々起きてきているのかなというふうに思っております。

それで、年齢構成等々は分かりましたけれども、今後数年前の、これ多分議会の委員会か何か、ちょっと分かりませんが、いろいろ議論した経過がちょっと見せていただいております。いわゆるハンターの育成、養成と人の確保が必要ということで、ずっと言われてきているわけなのですが、そういったことで、町としてはどういったことでハンターの養成やら確保が必要というか、いわゆる確保していきたいということがあればちょっとお聞かせを願いたいというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

今おっしゃっているように、二川議員の言うように、やっぱりハンターの高齢化、あと

は担い手不足というのが本当に近年猟友会を通して話されている状況であります。

その中で、町のほうからの支援ということでいけば、第1種、鉄砲を持っている方含めてですけれども、いわゆる免許は取得して次に今度毎年狩猟に伴う登録に伴う経費ということでかかるわけなのですけれども、その一部を町が助成しているというふうな形をさせていただきながら、なるべくハンターの負担を、支出負担を減らして、軽減させていただきたいということも考えております。

あと、実は今年猟友会ともちょっと話の中で、お話の中で出たのが、まさしく先ほど二川議員が言っているように、何せもう担い手不足、もう高齢化しているから新規、若手が欲しいというような話をされてきたのですけれども、それをいかにどういうふうに育成もしくは呼びかけをしていくかという話で、実はまだ議論中ということもあります。いろいろな形の中であらうかなという、あるとは思うのですけれども、そこはもう継続して、今年もこれからも協議していきながら進めたいということでもあります。

でも、やはり新人を仮に育成するのについても、やはり数年ぐらいの経験を積まないということも中には出てきております。ここにも今回ちょっと載せてないのですけれども、ちょっと私なりにちょっと調べたら、やっぱり60から70、ここが多いです。やっぱり20から22名の方がいます。やっぱり仕事を一旦離れてハンターというかな、狩猟にちょっと専念できるのかな。結局そこについてはやはりその前で経験もやっぱり豊富です。いろいろなことを含めながらやっておりますので、そういった経験というのが結構大切なのかなということもあるのですけれども、やはり83歳とか80歳も今3名ほどいますので、その方も体力的にどうかということもおっしゃってます。

先ほどいろいろと話したのですけれども、担い手については猟友会を通して、今本当ににまさしく詰めているというか、協議し

ている最中でございますので、今後どういうふうに新人を、もしくは担い手を探していくかということについては議論の継続をしたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今お話があったように、なかなか担い手ができてこない、そして確保ができないと。先ほど町長の答弁にもあったように、平均年齢が59歳ということで、これもう既に皆さんも御存じのとおり、猟銃を持ってから10年をしないとライフルが持てないということで、この10年のスパンというのはすごく長いのですよね。このことが今平均年齢59歳、また来年度なったら多分このままずっと上がっていくというふうになれば、今課長が言われるように、技術です。安全だとか技術だとかというのは継承されていかないというふうに考えているのですよね。なぜかという、高齢になってくる方たちが増えて若い人が入ってこなくなれば、そういった安全だとか技術の継承というのはなかなか厳しいのかなと。今、今回はエゾシカということで区切って言ってますけれども、実はこの中に熊だとかタヌキだとかキツネとかいろいろあるのです。有害駆除がね。それでこのままいくと多分熊の有害駆除等々も今度できなくなってくるのではないのかなというおそれも、将来を考えたならあるのかなというふうに思ってます。

そういったことで、猟友会だけに頼るのではなくて、例えば町の中でそういった狩猟免許を取っていただいて、そしてそういった安全だとか技術だとか継承していけるような策というのはちょっとできないのかなというふうに考えているのですけれども、そこら辺についてちょっとお聞きしたいというふうに思ってます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

ハンターさんの後継者不足というのはここ

数年、もう大分前から言われているお話であります。

かつて私も農林係にいたことがあって、ハンターさんと一緒に仕事をしたことがありますけれども、そのころはやはりまだまだ農家の人たちが自分の畑を守るといことも含めて、鉄砲を持ったりだとかという、そういう人たちが結構いたのかなというように思っています。でも最近はやっぱりなかなか若い人たちもそういう狩猟という部分を好まないというのか、なかなかやろうという方がいらっしやらないというの、これまた事実なのかなというように思っております。

数年前に鉄砲持たないにしても、取りあえずわなだけでもというようなことで、わなの免許取得していただくような、そんなこともやって、わなだけ取っていただくというような方も増えて、一時期ちょっと増えてたりとかしていますけれども、そういう方もいらっしやいますけれども、やはり全体としては高齢化ということで、新しい人が入らないで年齢がある程度来るとやっぱりもうできないよということでやめられるということが多いのかなということでありまして、人数的には非常に減ってきているというのが実態です。

そういった意味では、後継者をどうしていくのかというのがこれからのやっぱり課題だろうというように思っています。もちろん狩猟を愛好されている方たちの集まりであって、有害駆除というのはその方たちがボランティアだとか、社会貢献だとかということでやっていただいている部分というのはすごくあるのでありますけれども、そういう方たちがいなくなれば今畑に入ってくる、そういう鹿だとかも捕れなくなってくるということも増えてくるのかなというように思っています。

今御質問あったように、そういうことで後継者がなかなかいないので、町職員だとか、そういう者に狩猟の免許を取らせて後継者となっていく。例えば地形だとか、それからハンターさんたちの安全対策だとか、そういっ

たものを伝承していく、そういったものをとということにならないかということでもありますけれども、なかなか役場の職員というのは、ある意味いろいろなところを渡り歩くというか、いろいろな係を歩いたりだとかしていくというような形になっていまして、それを専門職でということとはなかなか難しいのかなというように思っています。そういったことで、なかなか役場の職員をハンターに養成してだとかというのは難しいかなというように、今段階ではそう思っています。

ただ、後継者不足というの、これは本当に深刻な問題となっておりますので、今後の対応をどうしていくのか、そういった部分を猟友会とも十分協議しながら進めさせていただきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。

1時再開といたします。

午後12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

10番の再質問から始めます。

10番。

○10番（二川 靖君） 先ほど町長の答弁の中で、職員の方の専属的にやるのは厳しいということでお話がありましたけれども、例えばちょっとお聞きしたいのですけれども、今町職員といわれる方で狩猟免許を所持している方というのはおられるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

きちんと調べているわけではありませんけれども、今狩猟免許を持っている人は多分いないと思います、今段階では。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 分かりました。

昔のことを話せば、森林管理署や役場の職員の方が狩猟免許を持ちながら、土日に狩猟

しているという方が何名かはいらっしやったというふうに考えておりますけれども、なかなかそういったことになってないということでもありますけれども、ぜひとも若い職員の方に狩猟免許を取っていただいて、先ほども言ったような安全だとかやっぱりそういった継承するような人をつくっていただきたいというふうに思っていますので、これは今すぐではなくて、ぜひ募集をして誰か取りたい方いませんかというような形で投げかけて、職員の方に投げかけていただきたいなというふうに思っておりますし、それとくくりわなとか、そういうこともやられている方はいらっしやらないのでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） くくりわなの免許についても、今段階では職員で持っている者はいないということでもあります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 了解しました。

なぜそういうことを聞くのかというと、森林管理署のほうでも、いわゆる職員実行でそういったことをやりたいということで、去年からちょっとそういったことで札幌のほうから業者さんと呼んで、くくりわなということで職員実行ができるのかできないのかということを試験的に今やっているというふうに聞いていますので、やれとは言いませんけれども、そういったことも含めて、検討の材料にしたいなというふうに思っております。

それで、続いてですけれども、報償費の関係なのですけれども、私の聞いているところによると、国の報償費が1,200頭ということでありました。それで、いわゆる町としても今年度は1,500頭の駆除の報償金を1,500掛ける6,000円で見ているということでもあります。それで、ちょっと整合性がないのかなというふうに思うのは、防止計画の中では1,600頭と言っているのですけれども、今回の予算説明の中では1,50

0頭掛ける6,000円ということになっております。そこら辺のちょっと整合性がないということで、どういった考え方なのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 基本計画の中では1,600頭と書いているということで、今回は予算要求は1,500頭、この差はどういうことかということだと思っておりますけれども、実はこれ国のほうに要望をかけるときに、やはり実績がある程度左右されてしまうのですよね。今まで言っているように1,400から、去年は1,405頭だとか1,490頭だとか、それを思って1,500というふうに要求しているというのが現状でございます。そのために計画では1,600かもしれませんけれども、国の要望というのはその前歴加算というか、前歴に見合う分だけの頭数を計画というか予算要求しなさいよというふうになっているので、そこで1,500という数字になっているということとなっておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今説明があったように、国に要求をするための1,500頭、そして防止計画については1,600頭ということになっているということで、やっぱり少なくとも鳥獣被害の防止計画に基づいたやっぱり頭数というのは当たり前なかなというふうに考えてしまうのです、一般的にこの数字だけを見ると。そういったことで、やっぱりそこに近づけていくような努力もしてほしいというふうに思っておりますし、例えば町では1,500頭を見ていると、大体1,400ちょっとという毎年の何年間捕れているということですので、その200頭の差というのはやっぱり国から下りてこない、そういった穴埋めというのをちょっと考えていく必要があるのかなと。200頭は6,000円ですか。1,200に対して1,400ちょっとですから、200頭ちょっとは6,

000円で割ってしまうと。そうしたらいわゆるハンターの皆さんおっしゃるのは、車代にも燃料代にも弾代にもならないという言い方をされるのですよね。そういった国の1,200頭に対して、今大体1,400ちょっと捕れているということで、そこら辺の200頭前後というか、200頭ちょっとの差額について町として補填できないものかということで、ちょっとお伺いしたいというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えします。

ちょっと説明が複雑になってしまうかもしれませんが、実は先ほどから言っているように、町長も先ほど答弁したように、あくまでも足寄町としては最初の計画というのは早目に国に要望をかけてます。内示が来るのが大体8割ぐらいしか来ないというのが現状です。ということは、1,500の要望に対して大体1,300頭ぐらいの割当てが来るというのが、当初になってくるというのが現状です。

それで、次に今度大体それが駆除というかな、駆除する時期については大体国の予算を消化するといったら、大体9月いっぱいぐらいで正直言って底つきます。次に、その次の段階で国に要望してます。早い段階からということもないので、大体底をつく1か月弱前から国のほうに補正の要求をしています。補正の要求をしている、今、今年もそうなので、今年もやはり9月いっぱいぐらいに底をつくかなということで、実は振興局のほうに問合わせをしました。補正いつ頃になるのですかと。そうしたら、正直言ってまだ回答が来てないと。通年、30年と令和元年につきましては、基本的に1,500頭最終的に満度に補正はついてきてます。最終的には1,500頭に対して、国の予算は来てます。それは2月なので、1月末から2月に正直言って内示来て、それで遡るといってもそんなに遡れないので、そうするとその時期から今度また狩猟

をするとなったら、正直言って、ある程度頭数には限界があります。その結果、結果的には最終的には1,405頭だとか1,428頭だとか、そういう形になってきているのです、実情は。そうしたら、国の予算が底をついた9月末から10月、11月というのは、先ほど二川議員言っているように、やはり捕獲する意欲がちょっと低下してしまうというのが正直言って現状かなと思っています。そうするとやはりその予算が満度にずっと、補正してすぐに補正が来たら皆さん結構捕るのかなというふうに、実は思っているわけなのですけれども、それがやはり国の予算が12月ぐらいからの補正執行を含めて、内示が来るのが1月末くらいになってくると。その時期的に捕獲する意欲もちょっと低下したりとか、そういうのが現状であるということがまず今の実態というかな、現状ということで、先ほど言ったように上乘せとかその部分について、そうしたらその数か月、そうしたら上乘せするかということになると、やはり猟友会の意見も聞きながら、いろいろなうちの予算、財政的なものもあるし、これ一概にうちの全部の負担ではありません。農協も一部負担しているということもありますので、その辺を十分協議しながら、今後協議していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

現状としては、最終的には国の予算も当たってきているというのが正直現状でございます。ただ、その時期、10月、11月、この時期にいっぱい捕れればいいのだけれども、そこがちょっと足りてないのかなというふうに、自分自身は正直言ってちょっと感じているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） おっしゃるとおりです。

10月から3月の中間まで、100頭前後、200頭前後ですか、しか捕られていないと。あとは4月から9月の間で、いわゆる

1,100頭から200頭くらいが捕られているというのが現状なので、それは予算の関係上は分かります。何を言いたいかというと、もう一つあるのですよ。

今、国の報償金が7,000円、その前は7,500円だとかと、いろいろあったのですよね。それで、いろいろ聞きますと、時限立法的なものがあって、これが毎年の単年度でこれだけを予算づけしますよ、報償金をあげますよというのではなくて、本当は去年だけで一回終わると。またそれから予算をつけていくというような、時限立法的な考え方を国は持っているというふうに聞いているのですけれども、今後以降、そういったことで考えれば、いわゆるこの報償金制度についてはなくなる可能性もあるのかなというふうに考えておるところなのですけれども、そこら辺の何か情報があればお聞かせ願いたいというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 今、おっしゃっている国の事業というのが鳥獣被害防止緊急捕獲等推進事業という、こういう対策事業なので、実際には本当に去年あるかないかということ、正直言ってちょっとなくなるのではないかということも含めながら話してはいたのですけれども、やっぱりそれはうちらも含めて国にきちんと要望したり、道に要望していて、この事業の継続というか、できれば法制化まではこぎ着けていきたいというような要望なのですけれども、そこは今の現状の中では単年度予算というかな、そういう形の中で、これは継続して皆さん要望しているというので、すぐいきなりもう来年なくなりますよというのは、正直言ってちょっとないのかなというふうに思っております。ですから、言っているように、いつときは7,500円だったのが、ちょっと7,000円、でもその500円というのは残滓のほうに回さないというふうに形の中で、若干内部の制度も若干ちょっと一部変わってきたりもしてきているのですけれども、やはりこの

緊急捕獲事業というのは大切な事業だということでの継続について、各関係機関も含めて要望していているというのが状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 分かりました。

いずれにしても、そういったことで、国のほうに要請というのもしながら、ぜひともこの農業被害、林業被害を少なくとも減らしていくような要請も町長にお願いしたいというふうに思っているところでありますし、少なくとも猟友会と聞き取りをしながら、状況に応じて対応して話合いをしていきたいというふうにおっしゃってますけれども、やっぱり私何回も一般質問もうしませんけれども、やっぱり足寄町は第一次産業が基幹産業ということで、1億円の被害あればやっぱりそういったことで1億円を出させないように、少なくともお金をかけながら農業被害を減らしていくというような、やっぱり一つの手だても必要なかなというふうに思っておりますので、そこら辺についてもぜひ今後以降ちょっと検討していただきたいというふうに思っていますので、その1億円に関わるものについての考え方というのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

被害額ですけれども、数年前までは1億円を超えている被害額がずっとあって、最近ちょっと少し少なくなったかなということでも、まだやっぱり9,000万円以上、約1億円というような被害額となっています。

足寄町の場合やはり町の83%ぐらいが森林ということでありまして、また国有林も町の55%ぐらいある。そして、阿寒の国立公園もすぐそばにあるというようなことで、やっぱりどうしても鹿が多く生息しやすい条件の町の中なのかなということでもあります。

そういうことでいきますと、どうしてもやっぱり鹿の被害というのが増えてきている

というのが実態で、駆除だけではなくて、鹿柵などもつくりながら、少しでも農業被害、林業被害もそうですけれども、鹿の被害がなくなるようにということで取組を進めてきたところでもあります。ただ、なかなか実態としてはやっぱり被害額を見ていきますと、大きく減少しているというわけではないので、被害が相変わらずあるというような状況なのかなというふうに思っています。

そういった意味で、この被害を少しでも少なくすることができればというのは農家の人たちもみんなそう思っていると思いますし、私どもとしても有害駆除をやっていくハンターさんたちについても、少しでも農業被害が減少すればということで、取組を進めていただいているものというふうに思っています。

なかなか有害駆除をやっていただいているハンターさんたちに対する報償金とかそういったものでいきますと、なかなか十分な額にはなっていないのかもしれないけれども、やっぱりボランティアも含めてやっていただいているのかなということで、非常に感謝しているところでもありますけれども、その方たちが非常に高齢化になってきて、人数も少なくなっているという部分も含めて、やはり今後被害額を少しでも少なくするためにはという部分では、ハンターさんたちの育成も必要ですし、そのほかにももしも取組できるようなことがあれば、やっぱり積極的に取り組んでいかなければならないのかなというふうに考えているところでもあります。

いろいろな部分で、やっぱり実際に動いていただいている猟友会の皆さんなどとも十分相談しながら、これからも取組を進めていきたいなというふうに思っているところでもありますので、御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今、町長おっしゃるように、今後とも努力をしていただきたい

なというふうに思ってます。

それで、5点目になるのですけれども、狩猟免許の取得及び猟銃の購入費の補助についてということで、協議をしながら、猟友会と協議をしながらやっていきたいということになっておりますけれども、やっぱり町としてこれだけ金出すから免許取ってくれよというぐらい、ちょっと打ち出したらどうなのかなというふうに思ってます。

それで、それはそれでそういったことであるのですけれども、今回も今年予算の関係でいえば、補助及び交付金ということで、猟友会のほうに狩猟を取るときに必要な経費の一部ということで四十数万円、猟友会のほうに出しているということで、現存するハンターの皆さんは登録料だとかは町のほうで面倒見てもらいながら、猟友会の中でやられているのかなというふうに思っておりますけれども、先ほど言ったように、まあまあ、本当に農業被害、林業被害が多いので、誰かやってほしいということで、そのぐらいのちょっと意気込みがあるかないのか、聞かせていただきたいというふうに思ってます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えします。

狩猟免許の取得、あとは猟銃の購入となれば、やはりこれ個人の財産等もしくは個人の免許というふうになってくるのかなというふうに考えております。ですけれども、その中でいわゆる狩猟者の登録に係る経費ということで、先ほど言ったように、町のほうからの一部の支援ということでいけば、その中にいろいろなわなだとか、鉄砲だとか、そういったものの種別によってちょっと異なるのですけれども、保険ですか、それと登録手数料、合わせて大体4,000円から6,600円ぐらい、これを支援しているということです。

もっと言えば、仮に第1種、鉄砲を持っている方でいけば、通常ハンターの登録費用に係る経費というのが2万,1000円ほどかかります。その中で、6,600円、自分は1万4,400円の持ち出し、自己負担にな

るのですけれども、基本的に半分以下になるのですけれども、その分は町のほうから支援させていただいているというような部分と、あと正直言って、先ほど二川議員も言っていましたけれども、やはり散弾銃、ライフルとなったらちょっと高価になってきます。それをやっぱり個人の財産で持つ、そこに場合によってはライフルだったら70万円から100万円以上する場合があります。それを支援するとなったら、それは正直言って、もうほぼ個人個人の財産に近いということにいけば、そこはどうかかなというふうな形で考えております。

従前、やはりそういった中で、皆さん、免許を取得しながら鉄砲も買ったりして、もう三十数年経過している方もいろいろといます。そういう形の中のバランスだとかも含めながら、そこでお話をしたのが猟友会と協議をし、もしくはそれがいわゆる将来的な担い手の一環とつながっていくことになれば、そこは協議して進めていきたいなというふうに、町長からの答弁ということになっておりますので、将来に向けても検討させていただきながら進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） そうですよ。個人の財産になるというのは重々承知でございます。

それで、被害防止計画の中でも、狩猟の担い手の育成確保のために講習会の参加支援による狩猟免許等の取得の推進を図っていききたいということになってますので、猟銃までは無理なのかなというふうには思ってますけれども、それは先ほど課長が言ったように、猟友会と話をしながら進めていってほしいというのは重々あります。それで、やっぱり免許持たないことには銃は持てませんので、そういったことで、養成含めてやっていただきたいなというふうに思っております。

ちょっと最後なのですけれども、この間

サーチライトによる頭数調査というのを行われてきたというふうに考えています。それで、この件については、町としてどのようになっているのかお聞かせ願いたいなと思えます。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えします。

サーチライトの件につきましては、ちょっと自分の記憶でしか申し上げられないのですが、本当の過去ですよ。過去に九大で実証実験みたいな形でもってやった経過があるのではないかなと、違ったか。オートセンサスか、ライトセンサスですね。ライトセンサスというのをちょっと過去には九州大学の演習林を借りて、何か九大でもない、どこで。すみません。いろいろと間違っていました。申し訳ありません。もう一回、言い直します。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

ライトセンサスとって、昔というか、僕が昔経済課にいて、昔は産業課と言ったのですけれども、農林係にいたときには、そのころにはライトセンサスとって、いろいろなところの畑だとか、そういったところに光を当てて、そこでたまたま鹿はそういう光を見ていると、じっとこちら側を見るのですよね。そうすると、目が光って見えて、何頭いるかという、言ってみれば生息数を数える、そういう調査をやっていたのですよね。ですが、今聞きましたら、最近ではそういうのをやっていないということですので、昔、そういうことをやりながら生息数を数え、やはり鹿の数がやっぱり増えてきているといったことで、本当に必要なとか、種として残していくのに必要な生息数に抑えていくだとかという部分での駆除だとか、そういったものだとかにもいろいろと役立っていたという部分があるのですけれども、今言ったように、最近ではそういうライトセンサスというような調査はやっていないみたいですので、現状ではどのぐらいの数が生息しているのかだと

かという調査というのはなかなかやれていないのかなというように思っています。

ただ、北海道では例えば道東地域ではどのぐらいの頭数があるだとかというようなことを押さえていますので、それでいくと、ちょっと新聞を見たときの記憶でしかないのですけれども、ずっと減ってきていたのですけれども、ここに来て、道東地域だったかどうかちょっとはっきり分からないのですけれども、ちょっと増えたみたいなことが何か新聞に載っていたかなというように思っています。

ただ、昔から比べれば、少しずつエゾシカの数というのは、生息数というのは減ってきているという、たしかことだというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 頭数調査は行われていないということで受け止めますけれども、いわゆるこのライトセンサスの調査というのは実は猟友会で行っているのかなというふうに思っています。

それで、ここでちょっと確認してほしいのですけれども、例えば猟友会でこのことがやられているのだとすれば、では、どのぐらいの規模でこういった形でどの地区で行われているのかというようなこと、ちょっと町としても押さえておく必要があるのかなと。ちょっと私も猟友会の資料を見させてもらって、ライトセンサスの経緯も見てますので、そこら辺もきちっと見てほしいなというふうに思ってますし、今、足寄町の町内においてちょっと分かりませんが、これも確認してほしいのですけれども、前は北大の学生さんとか、畜大の学生さんが、いわゆる追跡調査をやるということで、いわゆる睡眠銃で眠らせてGPSをつけるといったこともやられていたことがあるのです。そういったこともやられているのか。足寄町のいわゆるオンネットの下で一回やったことがあって、あそこでGPSをつけられた鹿は、次の年に知

床半島のほうに行っていたという鹿もいるというふうに、私どもも聞いていますので、そこら辺をもう一度そういった研究が行われているのかいないのかも確認しながら、この鳥獣の駆除に対して、被害に対する考え方というのでも押さえていく必要があるのかなというふうに思ってますので、そこら辺の考え方をお聞きしながら私の一般質問を終わりたいというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

調査の状況、ちょっと今現在どういう状況で調査をしているのかというのは、ちょっと私ども把握してなくて大変申し訳ありませんが、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思っています。

ただ、新聞等で見ているだけでありますけれども、エゾシカの関係でいきますと、北海道でも非常に鹿が増えてきて問題ですよというようなことがあって、エゾシカ対策の課もできたり、そういう組織も北海道の中にできたりだとかとして対策を取ってきている。その中で、ジビエだとか、そういったことに活用されたりだとかというのでも、そういう事業の一環なのかなというように思うのですけれども、ただやっぱりエゾシカの被害というのはやっぱり大きいですから、そういったものをやっぱり削減していこうという、そういう取組というのは今までもというか、これからも実施されていくのかなというふうに思っています。

足寄町としても、やはり実際にそういう昔のようなライトセンサスみたいな形で生息数をきちんと毎年毎年同じ場所できちんと数をはかって、今年増えている、増えてないだとかというものなども含めて、そういうことがやられているかどうか、ちょっと分かりませんが、やはり被害額は減ってきているけれども、実際のところの鹿の数というのはそんなに減ってはいないのかなというように思っていますので、引き続きエゾシカ対策、農

林業の被害を減少させるための事業というのは、引き続きやっていかなければならないなというように考えているところでもあります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、10番二川 靖君の一般質問を終わります。

次に、8番川上修一君。

（8番川上修一君 登壇）

○8番（川上修一君） 議長のお許しを頂きましたので、一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

質問事項は、人口減少対策について。

令和2年3月に作成された第2期足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略によると、総人口が2025年に5,728人、2040年には4,073人に減少すると推定され、自治体運営が難しくなっていくことが予想されます。

この総合戦略では、人口減少に歯止めをかけるために3つの基本目標を定めていますが、私は若い世代の人に足寄町に住んでもらう（残ってもらう）ためには、まず仕事、住むところ、子育てしやすい環境が大切だと考えます。

そこで、以下の点について伺います。

1、若い世代が希望に応じて結婚・出産・子育て・働き方ができる環境づくりにどのように取り組んでいるのか。

2、移住・定住促進の現在の取組について。

3、若い世代を中心とした安定して働くための産業の振興と雇用の場の創出について。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 川上議員の「人口減少対策について」の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の若い世代が希望に応じて結婚・出産・子育て・働き方ができる環境づくりにどのような取り組んでいるかについてですが、人口減少を抑制するためには、安心して

結婚し、子どもを産み育てられる社会環境づくりに取り組んでいく必要があることから、本町ではこの間様々な子育て支援制度を実施してまいりました。

具体的には、子どもを産みやすい環境づくりとして、健やか妊娠支援事業を行い、特定不妊治療や不育症治療費に助成を行うとともに、妊産婦安心出産支援事業として、通院交通費や宿泊費への助成も行い、経済的負担の軽減を図っています。

子育て支援施策としては、子育て応援出産祝金贈呈事業や保育料完全無償化事業、学校給食費無償化事業などを行い、経済的負担の軽減を図るとともに、医療費支援事業として本年8月から中学3年生までの医療費を無償化しています。

就業者支援施策としては、病後児対応型保育事業、学童保育所無償化事業などを行い、安心して働くことができる環境を整えています。

さらに、本町で生まれ育った子どもたちが地元にある足寄高等学校に心配なく進学し、行ってよかったと思えるような魅力あふれる学校づくりのために、公設民営塾の運営や町外からの入学者受入れのための下宿運営、各種研修等費用の支援など、高校を卒業するまでの期間、これら幅広い内容で支援を行っています。

結婚に向けた出会いの場の創出については、出会い・交流の場の支援を行うとともに、関係機関が行う結婚相談事業との連携に向けた協議を進めているところであります。

今後も、子どもを産み育てやすい環境づくりのため、結婚から妊娠、子育て、教育に至る切れ目のない施策を通じて、少子化・人口減少対策を進めてまいりたいと考えております。

2点目の移住・定住促進の現在の取組についてですが、人口減少を少しでも抑えるためには、転入者を促進し転出者を抑制することが必要です。

現在の取組として、まず本町を多くの方々

に知っていただくために、首都圏での移住相談会に参加し、情報提供を行うことにより、移住体験住宅の利用促進につながっています。また、将来的な移住に向けた裾野を広げるために、交流人口や関係人口の拡大を目指し、広域的な連携事業により、本町への新しい人の流れづくりにも取り組んでいます。

さらに、移住・定住を促進するためには、町内に居住する場所の確保も重要です。とちぎ県北部移住サポートセンターのホームページに空き家等の情報を掲載し、利活用が可能な物件を紹介しているほか、住宅の新築や増改築費などを支援する住環境・店舗等整備補助金制度は、定住人口確保や町内の経済活性化にもつながっていることから、内容を精査の上、今後も継続してまいります。

人口減少問題は、経済活動の低下を招き、地域の存続に関わる重要な課題でありますので、今後も町の魅力発信に努め、移住・定住対策に取り組んでまいりたいと考えています。

3点目の若い世代が安定して働くための産業振興と雇用の場の創出についての御質問ですが、1つ目として、本町の雇用の現状については、慢性的な人手不足が続いており、町内の事業所ではハローワークに事務職から技術職まで、多様な求人を出しておりますが、応募が少ない状況が続いております。コロナ禍で全国、全道的に雇用情勢が悪化しておりますが、本町を含めた十勝管内では、令和2年7月の有効求人倍率が1.27倍と、平成30年7月の1.16倍を上回っており、引き続き人手が足りない状況にあります。

新たな雇用の場の確保につきましては、平成26年度より十勝全体で、創業支援事業計画に取り組んでおり、新たに起業しようとする方を、金融機関、商工会、行政がそれぞれの分野でサポートする仕組みができております。本町におきましても、各銀行は指定支援機関として相談に応じていただいております。商工会においても小規模事業伴走型支援により対応しています。町では、企業振興補助金に

より企業誘致や産業振興事業補助金にて新規の創業を支援しております。

2つ目として、農林業の振興には担い手の確保と育成が重要であることから、まずは農業関係の担い手対策、新規就農の促進であります。足寄町において、新規就農者は平成13年から現在までに18名の方が就農されており、放牧酪農を目指して就農される方が多く、国の農業次世代人材投資事業交付金制度として、研修中は準備型、就農後は経営開始型を活用しております。町としても研修中は営農実習奨励金、就農後は経営開始奨励金等の支援を行っております。

新規就農を目指す方々に向けて、関係機関との連携の下、就農がスムーズに行われるよう専任の担当者を配置しております。

また、農業後継者の方におきましても、農業後継者就農育成資金による支援を行っているところでございます。

次に、林業関係の担い手対策についてですが、森林づくりを担う林業労働者は高齢者の割合が高く、担い手不足が深刻化しております。このような状況を踏まえ、林業事業者や教育機関、関係行政機関などで、十勝地域林業担い手確保推進協議会を平成28年に設立し、十勝地域一体となって林業担い手の育成・確保に向けて取り組んでおります。

また、令和元年度に創設された森林環境譲与税を活用し、雇用対策につながるような事業の創設や担い手対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、川上議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

8番。

○8番（川上修一君） まず1点目の質問の関係の答弁を頂いたのですが、その関係で再質問をさせていただきます。

まず、総合戦略によりますと、足寄町の人口減少対策に効果があるのは、社会増、転入者と転出者の差なのですけれども、これをもたらす施策に取り組むことが重要だとなって

おります。それで、今いろいろと幅広い子育て支援から、それから教育の支援、そういったものを答弁頂いたのですけれども、町としてはこのような支援を行った結果、効果をどのように捉えているかお聞きします。

それで、5年前と比べて、10代、20代、30代というふうに、社会増減数の違い、そういう具体的な数字で効果のほうを教えてくださいいただければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（佐々木雅宏君） あらかじめ御示唆頂いておりましたので、私のほうで用意した資料で答弁させていただきます。

人口の平成27年1月1日と令和2年1月1日の時点の人口の比較ということで報告させていただきます。ただ、あらかじめちょっとお断りさせていただきたいのですが、文書の保存年限の関係もありまして、5年前まで資料がそろってなかったものですから、北海道の統計課のホームページから数字は引用させていただきました。その結果なのですが、ちょっと外国人の数字が押さえきれなくて、外国人を除く数字ということで報告させていただきます。

まずは、子どもさんの数ですね。5歳刻みで道のほうは公開しておりまして、0歳から4歳、5歳から9歳、10歳から14歳、15歳から19歳という、5歳の年齢の階級別の数字で示されております。

27年1月1日時点の0歳から19歳までの人口、子どもさんの数といたしましては、平成27年1月1日では1,083人、令和2年1月1日時点では1,014人。どこの部分で減っているかといいますと、0歳から4歳、10歳から14歳、15歳から19歳の階級別では人口は全く差はございませんでした。ただ、5歳から9歳の年齢の刻みの部分で70人ほど人口が、子どもさんの数が減っていたというのがゼロ歳から19歳までの間の人口の差の大きな要因だと思っております。

ちょっといろいろと調べてみますと、やはり出生の数、2010年以前とそれ以降だと出生の数にちょっと大きな差がありまして、2010年以降40人、年間40人しか子どもが生まれていないという年が二、三回ありました。それ以降も50人超えるのがまれでしたので、やはり5歳から9歳という区分はやはり70人の、平成27年と令和2年では70人の差が生じてしまったのかなというふうに考えてございます。

あと、高校卒業して19歳以降の人数ということで御報告させていただきますと、まず20歳から24歳までの年齢階級でいきますと、平成27年1月1日は239人、令和2年1月1日時点では190人ということで、49人減っているという状況でございました。

その次の25歳から29歳の刻みでいきますと、平成27年1月1日では252人、令和2年1月1日では198人ということで、54人減っているという状況でございます。

あと30歳から34歳の刻みでいきますと、平成27年では340人、令和2年1月1日では249人ということで、91人減っていると。さらに35歳から39歳になりますと、ここの部分は若干改善はされているようでして、平成27年1月1日時点では399人、令和2年1月1日では349人ということで、50人の減ですね。比率でいきますと、0歳から19歳までですと93.63%ということですので、6.4%ほどの減少になります。

あと、30歳から34歳までの若年、子育てのしている期間と思われる年代からいきますと、平成27年ですと831人、令和2年1月1日時点では637人ということで、200人近い減少がございまして、76.65%ですので、23.35%減っているという状況でございました。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 今の答弁を聞きます

と、足寄町が子育て支援ですとか、あと高校の対策とか、そういうことが具体的に効果出ているのではないかなと、私は感じます。

この総合戦略をちょっと調べているうちに、一番減る、ほかの町村というか一般的に一番減る年代というのが、実は中学を卒業してから高校へ進学するとき、それから高校を卒業されてから大学に進学するとき、そして大学を卒業してから仕事に就く時期が田舎は減るのだというふうになっておりました。ところが足寄町の場合は、おかげさまでそういった中学から高校へ行くときですとか、あと子どもさんの今生まれている数減ってはいるのですけれども、それでも健闘しているのかな、効果が出ているのだなと、私は思います。

それで、1番の対策については、これからもしっかりと継続をしていていただきたいと思えますし、町外に対して大きな声でアピールをしていていただきたいと思えます。

次に2点目の移住・定住促進の現在の取組についての再質問なのですけれども、まず、実際に足寄町の中で移住とか定住の相談の窓口はどこなのかということ、まず最初にお聞きしたいと思います。

それから、またいろいろと質問させていただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） まず、役場内におきましての移住相談窓口というのは、基本的には総務課の企画財政室の企画調整担当が担当してございます。

それで、担当のほかにびびっどコラボレーションのほうに移住・定住の関係の委託をしております、びびっどコラボレーションで移住・定住の御相談を受け付けております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 分かりました。

ウエートとしてはやっぱりびびっどさんのほうが多いのでしょうかね。実際に町外の方

から相談に来るのは。

それと併せまして、移住体験住宅というのが何かあるそうなのですけれども、ごめんなさい、私一体どの場所にあつて、運営はどこでされているのか、そういったこと全く分からないものですから、移住体験住宅に関して、ちょっと詳しい内容を教えてください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

移住相談の窓口、先ほど役場内とびびっどコラボレーションに委託しているということでしたが、基本的にはこちらから移住・定住の御相談等を委託をして、事業を委託しておりますので、びびっどコラボレーションの比重が多いということでございます。

あと、お試し住宅の関係なのですが、移住体験住宅ですね。こちらにつきましては、足寄本町の南5条3丁目にごさしまして、4棟ございます。ちなみに、令和元年度の実績なのですが、こちらの住宅を16組、45人の方に利用をさせていただいております。

あと、こちらの管理につきましても、びびっどコラボレーションのほうでお願いしてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 多分びびっどではないかなと思って、実はネットで調べて、びびっどさんをちょっと調べて、見てみたのですけれども、年間移住体験住宅だけでなく、体験モニター事業というのをされているのですね、びびっどさんではね。それで、直近の何人ぐらい参加されて、結果移住がされたか、ちょっと平成28年から出ているので、聞くのもいいのですけれども、実はタベ見てしまったので、ちょっと自分で言います。

平成28年には24人の方が参加されて移住は3人、29年は37人が参加されて移住が1人、30年は20人が参加されて移住が

3人、令和1年は25人が参加されて移住は3人の実績となっております。

それで、年度ごとにどのような事業をされたか、写真で出ているのですけれども、農業体験をされたりですとか、あるいは子育ての保育所御案内するとか、職場、企業を紹介するとか、あるいは冬に来られている方もいるのですね。冬の寒いところで実際に住んでもらうですとか、何か結構いい感じでされているなど見て思いました。

それで、参加される年代は意外と若い方が多くて、ちょっと自分もびっくりしたのですけれども、そこでちょっとお聞きしたいのは、足寄町に移住を決める要因、若い方が参加、年配の方でもいいのですけれども、足寄町にこの体験住宅、経験に来て、移住を決める要因は一体何だったのかなと、その辺が押さえていらっしゃったらちょっと教えてください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

少ししか移住した方の聞いておりませんが、やっぱり移住までの間にびびっどコラボレーションの代表をはじめ、既に移住をされた方からのお話を聞いて、大変温かい、親切丁寧に温かい相談をしていただいたということを行っている方がいらっしゃいました。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 確かに親身になった相談をされて実際に移住を決断された方は、そういった対応ですか、さっき私言いましたように、例えば子どもがいるのでしたら、保育所を御案内するとか、仕事を探している方には企業を紹介するとか、親身になった相談をされているのだと、そういったところが温かく感じてくれて、足寄町に住んでくれたのかなとは思っていますよ。ただ、私としては、移住・定住に力を入れていくのであれば、もう少し、何というのでしょうか、足

寄町の魅力、きっとあると思うのです。それを発信する努力が、申し訳ないのですけれども、必要でないかなとちょっと感じておるのです。

それで、たまたま新聞見てまして、興味深い記事があったものですから、ちょっと紹介をさせていただきますけれども、これは芽室町の事例なのですけれども、実はこの芽室町さん、移住をオンラインで促進するというふうに新聞に出ております。それで、この担当は、ではどなたがされているかといいますと、地域おこし協力隊の若い女性の方なのです。その方が、今年は新型コロナウイルスの影響で、相談会とかそういったイベントが都会できなくなったので、何かいいものがないかと調べているうちに、オンラインの全国移住フェアというそうなのですけれども、オンラインで都会の方と移住相談をするというイベントがございまして、それに参加したと。芽室町さんは20代から60代の男女6人がオンラインに参加して、1人について30分間ぐらい詳しく相談されたと新聞に載っております。

この記事の中でいいなと思って、私感じたことがあるのですけれども、地域おこし協力隊の方が感じたのは、子育てする中で地方暮らしに興味があるような方が多いなど。そしてまた、コロナの影響でテレワークなどで住む場所を選ばずに仕事ができるようになって、このまま都会暮らしをしていていいのかなと、こうやって疑問に感じる若い方も増えているのかなと記事に載っております。

それで、地域おこし協力隊の方いわく、自分自身も移住者なものですから、移住者とオンラインで相談したときに同じ立場といいますか、目線で移住者の方と話ができたと。それで、話をすることによって、町の現状に合った移住促進の方法を検証できたと書いてあるのです。私、いいなと思うのは、そういうことで、このことを足寄町でもうまく利用していけないかなと。例えば足寄町にも地域おこし協力隊の方何名かいらっしゃいますよ

ね。既に今いらっしゃる方はそれぞれお仕事に就かれていますと思うのですけれども、もしこれから地域おこし協力隊の方、また新たに採用といいますか、受け入れていくのであれば、ぜひ町の移住・定住のPRですとか、相談窓口、あるいはびびっどさんで働いていただいて、移住相談の問合せが来たときには、その方に対応していただくとか、そういう形が取っていただけないかなと、ちょっと感じております。

それからもう1点いいなと思ったのは、子育て世代をやっぴりどこの町村も移住・定住のターゲットにされているみたいです。足寄町も子育て世代には本当に支援を手厚くして、私としてはほかの町には負けないのだろうなと思ったのですけれども、ほかの町もPRというか、やっぴりうちの町は子育てしやすいですよと訴えてらっしゃる。だから、これには負けないで、うちの町もどんどん発信をしていっていただきたいなと思っております。

そして、また新聞記事で申し訳ないのですけれども、十勝総合振興局さんも人口減少対策、実はすごい力を入れておまして、振興局の押さえの中では、十勝管内は20歳から24歳の女性の転出、これが男性と比べるとはるかに上回っていると、これがかなり大きな問題でないかと、こう認識をされておまして、実は今日、ワークショップ、メンバーは若い女性の方だそうなのですけれども、ワークショップを立ち上げて年に3回ぐらい、どうしたら女性が、何というのでしょうか、管内に残ることができるかというようなことを種々議論しながら勉強していくということになっているそうです。それで、振興局ですから、足寄町もどんな意見が出たですとか、そういうことを聞いたらすぐ教えていただけたらと思いますので、ぜひこういったところも参考に、移住・定住に結びつけていっていただきたいなと思います。

それで、ちょっとまた別の質問をさせていただきます。

足寄的では東京23区から足寄町に就職、就業した移住者に100万円を支援する予算措置をしておりますけれども、この財源というのは一体どこから出ているのかという点と、東京23区にかかわらず、ほかの地域から移住した人に100万円とは言いませぬけれども、額はともかく支援していくような考えは持ってらっしゃるのか、持ってないのか、2点御質問いたします。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

今御指摘の補助金につきましては、今年度は北海道U I Jターン移住支援事業等補助金という補助金でございまして、こちらの補助金を使って、今お話がありました東京23区及び近郊から移住された方に対しまして、たしか100万円の補助金を支給するというものでございます。

残念ながら昨年、令和元年度の補正で予算措置をさせていただいたのですが、それは決算上は支出はございませんでした。移住された方はおりませんでした。それで、こちらにつきまして、今年度もまだ今のところ、まだ支出はしておりません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） ということは、足寄町独自で行っている事業ではないということですね。分かりました。

では、ちょっとさっき質問した中で、答弁頂いてないのですけれども、東京23区とか近郊だけでなく、日本全国いろいろありますから、ほかの地域から移住してきた人に、例えば引っ越し代を少し支援するとか、どんな形でもいいですから、移住者に対して支援していったらいいのではないかなどという考えは今のところないのでしょうか。ちょっとお願いします。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

先ほど100万円の件は、やっぱり東京2

3区に、要するに東京一極集中というのがあって、一極集中を何とか解消するために東京からほかのところに移転をするといったような人たちに対しての補助金という形になっています。ですから、今どこの町もやっぱり少しずつ人口が減少してきているというのは、今どこでもあることであって、顕著になっているのはやっぱり東京一極集中、あとほかはみんな減少してくるというような。大きな、例えば十勝管内でいったら帯広だとか、それから北海道でいけば札幌だとかということで、やっぱりどうしてもそういうところに一極集中しがちになってきていると。だけれども、もっと言えば、例えば帯広だとか札幌だとか、今増えているところ、増えてはいないですね。そういったところも少し大きなその地域の中の中核的な都市であっても、やっぱり減少してきていると。一般的に東京に人が集まっているということで、国としてもなるべくその東京一極集中を何とか解消したいというようなことから、そういう交付金が出てきているというようなところであって、そういうものを足寄町としても、そういう東京のほうから引っ越してこられて、地元で就職をしてもらおうと、そういったときに100万円を支給するというような補助金を出しているというところでもあります。それは国の補助金、国が道を経由してという形になっているのかなと思いますけれども。

今、議員からお話あった、町独自としてはそういうことができないのかというようなお話でありますけれども、今のところは町としてほかの町から、いろいろな町から引っ越してこられる方の部分で、その引っ越ししてこられた方に対する、何とかなのか、資金とか、補助金みたいなものを出すということでいくと、いろいろな方たちが足寄に引っ越してこられてはいるのですよ。転出される方もいるし、転入されてこられる方もいらっしゃるというところで、それは普通に社会的に転勤があったりだとか、いろいろなことがあってそういうことがあるわけで、そうする

と、補助金を出すべき人というか、わざわざほかのところから足寄に来たんだよということが、なかなかこれは確定できないというか、その人は本当にそういう人、そういう人という言い方も変だけれども、補助金を出さなければならぬ人なのかだとかといった部分ではなかなか難しい問題があるのかなというように考えておりました、その部分はなかなか補助金として何か出せるようなものがないかといった部分では、なかなか今の段階ではないのかなというように考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 今の関係については町長の答弁理解いたしました。その分、先ほど1番というか、子育て支援とか教育の関係、そちらに回してしっかり対応をしていただければと思います。

それでは続いて3点目の、待ってください、まだあった。ごめんなさい。

総合戦略の中で、移住・定住に関する関係で、空き家データベース事業というのが載っております。これについてちょっと具体的に説明をしていただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 空き家データベース事業と申しますと、とち東北移住サポートセンターというものが本別町役場内にごございます。そこに地域おこし協力隊の方をたしか雇いまして、主に事務を担当していただいているというところでおります。

それで、たしか協力隊の方、今までいた方は辞めたようなのですが、こちらのホームページの中にそれぞれ3町の、例えばマンション、アパート系の空き家情報とか、あるいはそれぞれの町の空き家の情報、あるいは土地の情報だとかをデータベース化しております、それを紹介しているというものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 答弁にありましたよね、東北部移住サポートセンターというところでやっているということですね。

それで、足寄町の空き家の情報ですとか、そういったことを聞く場合は、ここに行かないと分からないのでしょうか。ネットでも調べられるのでしょうかけれども、一番親切なのはやっぱり役場でもびびっどさんでもいいのですけれども、そこへ行ったときに、住むところはありますかといったときに、即こんなところありますよということになればいいかなと思うので、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

当然パソコン等あるいは携帯等をお持ちでない方は当然ホームページを見ることはできませんので、当然私どもの担当のところにお電話なり来ていただければ、当然情報をお教えすることは可能でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 分かりました。

最初の、冒頭の質問でも私したのですけれども、やっぱり住む場所というのはとても大切だと思うので、そういったケースがあった場合には、今もされていると思いますけれども、親切的な対応をしていただきたいと思います。

それでは、3点目の関係で再質問をさせていただきます。

ここに私一番実は力を入れたかったのですけれども、やはり先ほどから年代別の転入者というか、自然増減数はどうなったとか、質問した結果感じるのは、やっぱり働く年代になったときに、残念ながら足寄町は働くところがないから若い方はやっぱり転出されてしまうのかなと、そういうふうに思っております。

それで、まずいろいろな産業振興担い手対策ということで再質問させていただきますけ

れども、まず農業の新規就農者の関係でちょっとお伺いしたいのですけれども、答弁では18名の方が就農されて、ほとんど放牧酪農の方ですよ。ただ、去年は足寄で初めて畑作農家が1件大誉地で就農されたのですけれども、よかったなと思っているのですけれども、この新規就農者の関係、今年せつかく新規就農したのにちょっとだめになったという残念な事例がありました。ただ、これ人間がやることですから、やっぱり誤解される部分もあるし、致し方ない部分もあるのかなとは私思うのですけれども、その後の対応ですか、事後対応について本当に担当される方が誠意ある対応されたと聞いてますので、その点については安心はしているのですけれども、やはり新規就農される方も、その方に土地なり資産を受け渡す方も、大切な人生がかかっていることですから、今回うまくいかなかった部分、ちょっと検証していただいて、どこがまずかったのか、そういう部分、反省する部分はこれからの対応に生かしていただきたいなと思います。

それで、町長に新規就農者の受入れの関係ですね。受け入れていく過程の中で、一番町長の中で大切な、気持ちの中で大切にしていかなければならないような部分きっとあると思うので、その点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 新規就農の関係でございますけれども、平成13年から現在まで18の方が来られたということで、多くの方たちは、お話ございましたように、放牧酪農をやりたいということで入ってこられた方で、昨年畑作でお一人ですとか、あと放牧酪農だとかではなくて、羊だとか、そういったような方もいらっしゃいますけれども、やはりなかなか新規就農する、農業を新たにやりますよとなると、まずは畑が要りますし、それから農業機械も要りますし、それから牛だとか、そういう動物も買わなければならない。ただそれだけではなくて技術も、一定の

技術もやっぱり必要だというような、いろいろすることがあって、なかなか新規就農されるという方たちは、僕なんか見ているとすごい勇気のある人たちだなというように思っているところなのですけれども。そういう中で、やっぱり新規就農されてこられるわけですから、新規就農される方たちがやっぱりきちんと生活をきちんとできる、農業をきちんとできる、そういう基盤をきちんと受入れ側として、町ですとか農協ですとか、それから地域の方たちですとか、そういう方たちがみんな歓迎して来ていただいて、そしてやっぱりその後お互いに協力をしながら、地域の中でしっかりと農業をやっていただくというようなことが必要なのかなというように思っています。

そういった意味で、本当に農協さんですとか、受入れをしていく人たちの努力というのがやっぱりこれからも必要になってくるのかなというように思っておりまして、まだこれからも、今4件ほどまだこの後新規就農を希望されている方たちがいらっしゃって、まだ研修を積んだりだとか、それから新しく就農される場所の牧場だとか、そういったところに研修に入ったりだとかということをしていくわけなのですけれども、本当にきめ細かな、そういう対応をこれからもしていかなければならないなというように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 本当に町長からいい答弁を頂いたなど、私今思っております。

新規就農するということは本当に勇気がいらっしゃるし、財政的にもゆるくないのだろうなと想像されます。ただ、そんな中で、新規就農希望する方と受入れする方、ここの両者の合意だけで突き進むのではなくて、町長が答弁でおっしゃったように、やっぱり地域の方の受け入れる体制といいますか、気持ちといいますか、そういったことも考慮していただいて、この新規就農対策は進めていって

いただきたいなと思うのです。

それで、私ある地域でちょっと目にしたのですけれども、新規就農の方が酪農をされると。その場所がもう何十年も使われてない場所だったものですから、環境整備にその地区の方がお手伝いに来ていたのですね。それ見て、いや、これはうまくいくだろうなど。入ってくる段階から地域の方がその方を受け入れて、なおかつ受入れのお手伝いもする。ということは、農業というのは幾ら知識があっても、技術分かったようなつもりしていても、天候ですとか、もう想定外のこと結構起こるものですから、絶対うまくいかないときってあるのですよ。そういうときに、やっぱり地域に、困ったと相談できる人、そういう方がいれば必ず、そのときはいつとき苦しくても、何か乗り越えて、その地域に定住していただけるのではないかと、そう思います。ですから、町長おっしゃったように、地域との思いも大切にしながら、これから新規就農については対策を進めていっていただきたいと思っております。

次の質問させていただきます。

今度は農業後継者の対策なのですけれども、まず答弁では後継者育成資金というのがあると。通称いきいき夢資金というものだと思うのですけれども、これは大体いつからこの資金というのが、制度というか、施策されているのか、まず伺いたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） この農業後継者育成資金ということでの部分については、平成14年5月からですか、というふうになっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 分かりました。平成14年からと。

とても農業後継者にとってはありがたい制度なのですけれども、実はもうそれから20年とは言いませんけれども、やや20年近く経過しておりますよね。20年前と比べて、

農業機械の値段もやや倍になってますし、経費というのがすごく高騰しているのですよ。それで、農業後継者育成資金、今たしか200万円が上限と記憶しておるのですけれども、この上限の値段の増額ですか、そういったことをちょっと考えていただけないかなと、私思っているのですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） すみません。先ほどの制度の、条例の14年と言ったのですけれども、申し訳ありません。平成10年4月1日からで、先ほど言ったように、もう二十数年ほどたっております。

川上議員おっしゃっているように、近年については活用している部分については、トラクターだとかそういったものを確かに購入しております。やっぱり当時に比べれば、機械の購入費用も高くはなってきました。その見直し、その上限額の部分についても、そういった声が関係機関から、やっぱりこれ今現状に合わないよと、もう少し上げたほうがいいのではないかと、そういう声が出てきたことも含めて、そしてやはりここは農協とも一緒に、農協も一部助成をさせていただいているということもありますので、ここは農協も含めて、上限の部分に対する部分ですか、それが本当に現状どういうふうになっているのということを調査させていただきながら、農協とも協議して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） そうですね。この資金はたしか農協もお金出してますので、行政だけで単独では進められませんよね。理解しました。

でも、ぜひ、私も田舎で生活しているからあれなのですから、後継者不足というのは本当に大きな悩みの種で、どこの地域ももう限界に来ているのではないのかなと思うのですね。それで、なぜ農業ばかりと思われるか

もしれないのですけれども、新規就農さんは、先ほどお話ししたのですけれども、一番多いのはやっぱり放牧酪農さんなのですね。既存の畑作をやっているのですとか、大型酪農をされているところの新規に入るといのはまず少ないというか、ほとんどないに等しいですよ。そういうことで考えたら、農業後継者というのも確かにその家庭の子どもなのですから、これは見方によってはもう新規就農者のような気も私はするのですよ。ですから、この後継者対策というのは、今まで以上に力を入れて対応していただけないかなと思っております。

それで、その関係でちょっとまた質問させていただきましても、近年一度家から出て就職されて、帯広なのか札幌なのか分かりませんが、農業以外の仕事をされていた方が結婚されて家族でUターンするという例がぼちぼち出てまいりました。私、これはすごい、このパターンは足寄町にとって歓迎すべき事態だな、ことだなと認識しております。なぜかといいますと、やっぱりこういう方というのは、一度他産業のところで働いてますから、やっぱり世間の荒波をくぐってきたといいますか、やっぱり大したものなのですね。それで、突然といいますか、Uターンされる前はそこの父さん、母さんがぼちぼちと畑なら畑やったり、牛なら、ぼちぼちという表現悪いのですけれども、搾っていても生活ができるのですけれども、若夫婦が帰ってくるとなると、これ生活費倍かかりますから、絶対規模拡大しなければならぬのですよ。実は私もそうなのですから、10年前に娘夫婦が札幌にいたのですけれども、突然というか、帰ってきたいということで、自分は女の子ばかりなものだから、土地はあんまり求めてなかったのですけれども、帰ってくるのはいいことだということで、皆さんにお世話になりながら、やっぱりつくる面積が倍まではいきませんが、正直1.5倍ぐらいに今なっております。

それで、そういうことを考えると、遊休農

地の解消ですとか、それから結婚されれば、ちょっと言い方悪いけれども、やっぱりお子さんにも恵まれるでしょうし、そうでない方もいるけれども、人口減少問題にも通じるかなど。ある意味、これは形を変えた雇用の創出でないかと、こういう小さな町では。

町長も行政執行方針の中で、やっぱり基幹産業の農林業をしっかり支援することが足寄町にとって大切だとおっしゃってますので、こういったUターンされた方に対して、何らかの支援策というのを新たに考えていただけないかなと思うわけです。それこそ、先ほど経済課長の答弁にもあったように、こういったことは関係機関から、本来でしたら要望が出てきて、そして行政こういうことをお願いできないかと進むのが正しい手順だとは思いますが、行政としてもどんな方法が取れるのか、検討していただきたい。

それで、これはちょっと参考にしていただければなど、私の思いなのですけれども、今現在農業振興基金が6,900万円ございます。振興基金であります。後継者対策が私は一番の農業振興だと思っております。それで、こういったUターンされてくる方ですね。こういった方について、支援金、思い切って例えば1件300万円だとか、思い切ってですよ、金額はあれなのですけれども。ただ農家を5年以内にやめたら全額返還してもらおうとか、そういった縛りをつけながら積極的にUターンを進めるというのでしょうか。親としてもそういった制度があると、子どもに声がかかりやすいような気がするのです。今、新型コロナウイルスの関係でいろいろと雇用がなくなったとか、そういう世相にもなっておりますので、ここは思い切った対策をぜひ打っていただきたいと思うのですけれども、その点については町長はどう思われますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

農業後継者の部分でございますけれども、

やはり今まで先ほど言っていたいきいき夢資金、これなどは農業後継者のための資金ということで、もう20年以上はたちますけれども、出来上がった資金なのかなというように思っています。

やはり新規就農される方たちは、先ほども言ったように、いろいろなものを自分で購入しなければならないという、どうしても自分でお金をささなければならないという部分で、すごくお金が、出だしにかかるよ。新規就農するためには大きなお金がやっぱり必要になってくるよといったところで、新規就農の方たちに対する支援というのは結構大きくなっています。

農業後継者の実際に経営をされている人たちの息子さんですとか、娘さんですとか、そういう方が農業を継ぐといった場合については、そういう資金はなくて、先ほど言った夢資金になります。それというのは、やっぱり出だしに新規就農とは違って大きなお金が必要がないというか、お父さん、お母さんがやってきた農業をそのまま引き継いでやれるという、そういった部分でお金が、始めるにしてはそんなにお金が必要ではないと。ただやっぱり新規就農して自分のやりたいことだとか、そういったものがあつたときに、夢資金を使ってやっていただきたいというようなことで始まった資金なのかなというように思っています。

農業振興基金もありますけれども、農業振興基金も実際には新規就農の方たちに対する支援だとか、それから夢資金だとか、そういった部分の原資にもなっていて、今もともと2億円ぐらいあつたのですけれども、少しずつそういうことでお金を使ってきて、今6,000万円ぐらいの金額になってきているということで、これからの新規就農だとか、それから後継者の部分もやっぱりお金を出していくと、この原資そのものが少しずつ少なくなっていくということになっていきます。

これからもまだ新規就農の方もいらっしゃる

いますので、これからの部分でいくと、やっぱり6,000万円もどんどん少なくなっていくので、これからの原資としてどうしていくのかという、ちょっとそれも検討しなければならない部分ではあります。

先ほども言われたように、新しく後継者が帰ってこられ、もともと出て、どこかに就職されていて帰ってこられるよといった部分のそういった人たちの部分の支援というの、やっぱり検討すべきではないのかというお話でございますけれども、その部分もやはり農協ですとか関係者の皆さんとよく相談をさせていただいて、本当に必要な部分があるのかどうか、あるにこしたことはないのだと思うのですけれども、せっかく帰ってきて自分が親から引き継いで農業をやるよという決意を固めて、自分のやりたいことをぜひやりたいなと思ったときの資金、そういった部分で何かないのかなというようにことなのだと思うのですけれども、そういった部分も含めて、基金の部分もありますけれども、基金の部分も含めて、やっぱりこの後農協ですとか、関係機関と十分相談しながら進めさせていただきたいなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 基金の関係は自分の勉強不足でちょっと本当にごめんなさい。

ただ、農業後継者対策というのは本当に人口減少に効果がありますし、何というのでしょかね、地域対策にもつながることなのです。ですから、実は雇用の創出と考えたときにこれは本当に難しいですね。やっぱり今ある農林業を基幹産業、これをいかに減少させないような対策を取るか。今までもいろいろな施策を取られてこられているのですけれどもなかなか、施策が悪いという意味ではなくて、自然的に人口も減ってますし、社会の流れもそうだったのかもしれない。でも結果として、やっぱり担い手が不足している、これは紛れもない事実なのです。この

担い手対策には本当に力を入れていただきたい。当然農協とも強く協議をしていかなければならないし、でもこれには本当の大胆な策を展開していただけないかなと、私は思っております。

あと、今度商工業の関係でちょっとお聞きをいたします。

商工業の中では、産業振興事業補助金、企業創出する場合ですとか、そういう場合に使われるのかなと思うのですけれども、最近3年ぐらい、どのようなこの補助金使った企業創出があったか、ちょっと教えてください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

産業振興事業補助金の直近の事例というか、使途なのですけれども、平成30年は3件ですね。新たな商品開発、あと企業向けはないのですけれども、新たな商品だとかそういったものの開発経費として3件出ております。

それと令和元年、昨年ですけれども、昨年はゼロ件と。今年は今1件審査しております。

平成30年の中で、ごめんなさい、2件が商品開発で1件が新規起業というのかな、要は畜産関係における獣医というかな、そっちのほうの新たな企業を起こしてやっていますよというのが1件、そして商品開発が2件の、平成30年は3件でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 効果があると認識していいですね。

商工業も人口減少とともに、市場が小さくなりますし、また今年は残念ながら新型コロナウイルスの影響もあって、非常に厳しい状況なのでないかなと想像しております。

それで、商工業さんの担い手の対策について、商工会ですとか、あるいは商工会の青年部さんと過去に協議したようなことはございますか。もしあったとしたら、こんな内容を

協議した結果、こんなことをしたらいいのではないかというような案もあったよということがあれば、教えていただきたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 商工会というか、小規模事業者に伴う後継者対策という形の中でいきますと、直接町とそういった関わりの中での部分については行ってないのですけれども、商工会のほうとしては小規模事業、先ほど書いてある小規模事業伴走型支援、これは事業継続に向けて小規模事業者が国に申請して、いろいろな資材だとかそういったものの部分の費用を補助していただきたいということもありますし、あと事業継承の支援の実施については、事業持続化補助金という形の中で、事業継続に向けて円滑に進める内容等も商工会を通して実行しているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 資金的な対応ということでしょうかね、商工会を通じた。そういうことで認識していいのですかね。

これも難しいとは思いますが、商工業の皆さんもやっぱり担い手のことですか、苦勞されているのではないかと私思うのです。ですから、そういった関係も商工会さんとか、商工会青年部さん、若い方とちょっと一度協議をしていただければなと私は思いますので、よろしく願いいたします。

そして、もうまとめに入っていきたいと思えます。

この総合戦略、ちょっと自分申し訳ないのですけれども、一般質問の内容を決めてから勉強と思って読んだのですけれども、すごいすばらしい内容のことが書かれておりますが、いかんせん字が多いしグラフはいっぱいで、1回目は5分で嫌になりました。それでも根気よく3回、4回と読んでいるうちに、本当にすばらしい内容のことが書かれております。

その中で、これは大事だなと思ったのが、現在起こっている事態、人口のことだと思うのですけれども、これを正確に冷静に認識して、そして町全体で将来はこういうことになるから、こういうふうに取り組んでいかなければいけないと、こういったことを共有することが大切でないかと、こう書かれております。私も全くそのとおりでと思います。

それで、総合戦略につきまして、役場職員の中で、例えば勉強会ですとか、研修会を開くなどして、この情報を共有したという経過はございますか。まずその点お聞きいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） この計画をつくる段階でいろいろな部会だとか、いろいろ分かれて、その中で若い人たちも含めて、若い人たちは若い人たちだけのグループだとか、そういったところで検討を進めてきて、この計画ができてきているということで、若い人たちの意見なども多々組み入れて実際にどういう事業をやっていくのかだとか、やった方がいいのではないのかというようなことについては、いろいろな方たち、役場の中の若い人たちなども含めて検討していただいているという経過がありますけれども、その後、実際に事業の中身はそれぞれ各課で担当したりだとかということやってきていただいております。具体的にこの中身で勉強会やったりだとかというようなことは実際はされていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） この総合戦略は第2期となっております。第1基総合戦略があったのですよね。それで、その検証とか反省を踏まえながら出されているのだと、私は想像しています。それで町長の答弁では、若い人も計画を立てる段階で意見を頂いたと。ただ、これも私の想像なのですけれども、若い人の御意見を頂くときに、恐らくその部署部署で行われているのかなという気がするの

ですけれども、何を言いたいかといいますと、自分の担当している部署のことは分かって、ほかのことは分からないのかな。であるなら、せっかくこれだけ時間をかけて素晴らしい戦略を立てたのですから、今いる職員の方でこのことを、こういう戦略が立ちましたという研修会なり勉強会、そういうのをやっていただけたらいいのではないかなと思って、今質問といいますか、しているのですけれども、その辺はどうなのでしょう。各セッションだけですね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

第1期のときには、国の示す、内閣府の示す産官学労言、産業界、研究機関、労働組合だとか、本当の若い方々、住民とか、幅広く声を聞くようにということで、若い方言えば本当に商工会の青年部ですとか、農協の青年部ですとか、役場のほうでも組織というものではなくて、若い人たちにもアトラダムで声をかけてお話を聞きました。

いろいろなお話もありまして、総合戦略に盛り込めたものもありますし、本当にそのアイデアいいけれども今は無理だよねとか、足寄では無理だねという部分もあったりして、それらはこの総合戦略ではないのですけれども、こういう意見もありました、次の機会、またの機会にでも再検討しましょうというような形で、それはデータとして残っているのですが。今回の第2期もPDCAですか、計画を立ててやってみて、チェックしてみてさらに再実行をするということで、第1期の部分でやれなかった部分を修正をかけてやるという形で、1期をベースに2期のものが立ててまして、足りないのは実行をいかにするかということで、やはり実行部隊、若い方々もそうですし、それぞれの産業界の方々がリーダー的な方々もいて、その中でいろいろ検討して実際の実行を進めなくてはいけないなというのが、やはり今回の第2期の課題でもあったのですが、そこはまだ進めていない

というところで、川上議員のおっしゃるとおり、今後どうこのプランを生かしていくかというところが課題であります。

今後、この内容をさらに住民の方で、それぞれの業界でリードされる方々とかにも話をして、足寄町で今何ができるかというのを、コロナ禍の中でもありながら今やれるもの、今後やらなければいけない部分というのいろいろ検討して進めなければいけないなというところで認識しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 今副町長の答弁にもありましたように、これは素晴らしい案だと思います。ただ、ずっと読んでいって最後に具体的な施策になったときに、正直言ってちょっと残念だなと、もうちょっとインパクトが欲しいなというのが、私の正直な気持ちです。

ただ、それだけ人口減少問題というのは難しいし、実際にそんな簡単に解決できる案はないのかなと。だけれども、諦めないでやっぱり協議して知恵を出し合って取り組んでいかないと、将来的には足寄町も本当に厳しい状態になるのかなと認識しております。

それで、最後の質問になりますけれども、本当に人口減少対策、幅広い分野で施策といいますか、取り組むことがあるのですけれども、渡辺町長にとりまして、これだけは大切なんだよ、これはやりたいんだよと、人口減少対策ですよ。今やられていることで結構です。この中で、これとこれとこれ、幾つでもいいのですけれども、町長がこれは大切にしたんだよというものをお聞きして、私の一般質問を終了させていただきたいと思います。お願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

いろいろとやらなければならないこといっぱいあって、この人口減少対策といった部分でいくと、いろいろな要件があって、もちろん

ん子育て支援もやらなければならないし、産業振興もやらなければならないし、それから人材育成もやらなければならないしということで、いろいろなことをやっぱりやっていると、なかなか人口減少というのを克服というか、今の人口を維持していくというのがやっぱりかなり厳しい話なのかなというように思っています。

それは日本全体がもう既に人口減少の状況になってきていて、一つの町、自治体だけで取り組んで、この人口減少を何とかしようと思っても、結局日本全体の人口が減っているわけですから、ほかの町との取り合いになってしまうということになると思います。それではやっぱり本当の人口減少対策ということにはなっていないのかなというように思っておりまして、いろいろな部分をきちんとやっぱり取り組まなければならないのかなと思うところです。

それでやっぱり、これはやらないとならないなというのは、やっぱり今までこういういろいろお話もありましたけれども、地域の産業であるやっぱり農業だとか林業だとか、これをやっぱりきちんと活性化していくということがやっぱり必要なのかなというように思っています。これがやっぱりベースになって、そのベースの上に例えば商工業だとか、サービス業だとかというのはやっぱり出てくるのかなというように思っているところです。

ですから、やっぱりきちんとした産業を基盤にしないと、例えば企業誘致だとかということで人口減少を何とかしようということで考えていっても、やっぱり一番基盤となるところがきちりとしてない上での、例えば企業誘致だとか何とかといっても、これはやっぱり長続きしないのだろうというように思っています。だから、なかなか一遍にこの人口減少を何とかしようといってもなかなかできないのですけれども、さっきのお話でもありましたように、後継者対策ですとか、新規就農者対策ですとか、そういったものを含めて

いろいろなことをまず農業だとか林業だとか、そういったところできちんとやっていくということがやっぱりまずなければならないのかなというように思っています。それがやっぱりなかなか、それ自体がなかなか簡単ではありませんけれども、そういうことをまずやっていかなければ、進めていかなければならないのかなというように思います。

それから、その上でやっぱり人材育成だというように思っています。足寄町の将来を担っていく、そういう人たちをいかに育てていくのかということだというように思います。それは子育て支援も含めて、それから高校の支援なども含めて、いろいろな形の中で、それから当然もう今就職をされていて、足寄の町で一生懸命働いている人たち、そういった人たちも含めて、やっぱり次の世代を担っていくよという、そういう方たちの人材育成ということがやっぱり大事なかなと思っています。

いろいろなことをやっぱりやらなければならないという、この足寄町をやっぱり残していく、今までと同様に活力のある安心で安全な、みんなが豊かに暮らせる、そういう町というようにしていくためには、やっぱりいろいろな取組を進めていかなければならないかなというように思っているところでありませぬ。これ、これとかといって、必ずやらなければならないだとかという部分も確かにあるかもしれませんが、やっぱり全般的に取り組んでいく必要があるのかなというところではないかと思っています。

ちょっと川上議員が望む回答にはなっていないかもしれませんが、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、8番川上修一君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。3時10まで休憩をいたします。

午後 2時54分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続けます。

次に、5番田利正文君。

（5番田利正文君 登壇）

○5番（田利正文君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問通告書に従って一般質問を行います。

里見が丘公園の現状と目指すべき将来像について。

里見が丘公園再整備基本計画見直し計画（概要版、令和2年2月）を基に、以下のことについて伺います。

里見が丘公園再整備基本構想（概要版、平成26年2月）で、足寄町の新たな観光資源としての里見が丘公園のさらなる活用を目的に、里見が丘公園、隣接する出会いの森及びフラワー園区域を再整備エリアに位置づけ、当該エリアの現状と課題を整理し、再整備計画における整備方針及び目指すべき将来像を明らかにし、計画実現に向けた基本的な方向性を示すとあります。

一つ、里見が丘公園再整備基本計画見直し計画では、フラワー園とそばにある食堂街については触れられていませんが、個々の位置づけと現状はどのように整理されているのか。また、目指すべき将来像についてどうなっているのでしょうか。

2、出会いの森の現状と課題及び目指すべき将来像はどうでしょうか。

3、既存キャンプ場の補修改修すべきところの把握と、補修改修状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の「里見が丘公園の現状と目指すべき将来像について」の一般質問にお答えいたします。

1点目の「里見が丘公園再整備基本計画見直し計画では、フラワー園とそばにある食堂街については触れられていませんが、この位置づけと現状はどのように整理されているのか。また、目指すべき将来像について」の

御質問ですが、里見が丘公園再整備計画におけるフラワー園周辺エリアにつきましては、計画づくりの段階より里見が丘の商店街の方々からも御意見を頂いたところですが、再整備という側面よりは、商店街の将来を心配する意見が出されていきました。

市街地に入る玄関口といえるエリアでもあり、景観保全を目指す区域として、既存のフラワー園の再整備を基本計画策定に先立ち進めてまいりましたが、再整備以降も芝桜の生育状況が悪く、この間の議会における一般質問の中でも答弁させていただいておりますが、地理的条件等から思うような生育には至っておらず、もうしばらく時間を要するものと考えております。引き続き、管理方法の工夫を行うなど、適切な維持管理に努めてまいります。

商店街につきましては、特に基本計画では触れておりませんが、昭和52年の商店街誘致以降、相当数の年月が経過する中で、現在は里見が丘公園商店組合も解散し、営業継続されている店舗もわずかとなっております。今後に向けた具体的施策について検討できていないのが現状であります。

2点目の出会いの森の現状と課題及び目指すべき将来像についての御質問ですが、出会いの森は保安林内に住民の健康保持と土砂流出防止等を目的に、平成3年から6年までの4年間で北海道が事業主体となり整備が行われ、開園当時は広報等で施設紹介するなど利用促進を図ってまいりましたが、現状ではネイパルあしよろ主催のウォークラリーやノルディックウォーキングなど一部の利用にとどまっております。

再整備基本計画では、森の入り口となるエリア、散策ルートの案内が不明確、新たなソフトメニューの開発などの検討、森を楽しむ町民団体の育成などの課題を踏まえ、保安林区域であるため一定の規制は伴うものの、利活用の推進を図るべく、森の環境資源の活用が最も重要と位置づけ、森の自然（資源）を紹介する機能を新たに整備するため、森の入

り口に情報ステーションとしてビジターセンターを整備することや散策路・案内板の整備、ウォークラリー等の活動に対応するハード整備を検討することなどを盛り込んでいましたが、今回の見直し計画では、財源確保や管理運営面の課題から、当面はソフト先行で森を活用しながら徐々に整備を行うこととし、町有林として維持されてきた経緯を踏まえ、林業的施業の視点を持って森の管理育成を進めていくこととします。

将来的には、森の自然資源の有効活用と公園との一体的な利用促進を図っていければと考えております。

3点目の既存キャンプ場の補修改修すべきところの把握と補修改修状況についての御質問ですが、当初基本計画では、施設の老朽化と最近のキャンプ場のニーズを踏まえ、オートキャンプ場としてリニューアルを行う計画としていましたが、同じく財源確保や管理運営面の課題から現状施設の利活用を基本とした内容に変更し、現在年間900名程度の予約があり、そのうち8割がバンガロー利用で、また直火を使えるキャンプ場が少ない中で一定のファンも多い状況を踏まえ、現在の客層を中心として必要な補修を行い、利便性を高めていくこととし、野趣あふれるキャンプ場として、引き続き利活用を行うこととしました。

既存施設の補修改修すべきところの把握につきましては、見直し計画策定に当たり、キャンプ場管理人や利用者から聞き取りを行い、多くの施設で老朽化が進む中、必要最低限の補修改修箇所の確認をしております。

改修状況につきましては、野外炉の補修、トイレの網戸、ドアの改修については、本年度予算により実施済みであります。そのほか、バンガロー階段手すり、網戸の補修改修や利用案内板等の更新などについては、次年度以降に補修改修を行っていく予定でありますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
5番。

○5番（田利正文君） 全く自信がないのですけれども、何を質問したいのかと、何を明らかにしたいのかということ、先に結論として言うておきます。そうすると、答弁するときに考慮してくれるのではないかと期待を込めて、再質問したいと思います。

私がこの問題について初めて一般質問をしたのは多分8年前だと思うのですが、議員になって2年目の6月の新聞で管内随一の芝桜というふうにして写真報道されたのですね。それを見てからの一般質問でした。

何を言いたいかというと、そこで過去形の答弁で終わっているものならいいのです。そのときにも質問して頂いた答弁も含めて、検討しますとか、あるいは今やっていますとかということがずっと続いているのです。今8年目になってきています。この間に1回質問していますから、今日で3回目なのです。だからそろそろどこかでこういうふうになるよという結論を出さなければだめでないかという思いがあるのですね。そういう思いがあるということで、ちょっと念頭に置いてお聞きいただきたいと思います。

まず、フラワー園ですけれども、23年にコガネムシの幼虫大量発生によって食害が起きたと。それから、芝桜が植えてから16年たっていて、言わば老朽化していると。それで今みたいな状況になってきているのだという答弁でありました。そのときに、上段部、草刈り、堆肥、肥料をやる、それから継続を図りながら株分けや挿し芽、補植などを施して、適切な管理に努めると、維持管理に努めると。それから、露出分が多い花壇部については次年度から計画的に土の質ですね、土質の診断、それから土壌改良などを行い、定植を展開しフラワー園の再整備を進めていくという答弁でありました。

ここでお聞きしたいのは、土質の診断をすると、それから土壌改良を行うと言っています。その後、元当時の課長ですね、課長さ

んがこんなふうに言われてました。平成24年に株式会社東藻琴芝桜公園管理公社に出向いて、維持管理の方法について学んできたというふうに答弁されてます。そのときにいろいろ多々いろいろなものを学んできたと言われてましたので、そして、土の質や土壌改良を行っていくと言っていましたから、それは実際に行われたのか。どんな土質だったのか、それからどんな土壌改良を行ったのかということについてお聞きをしたいと思うのですけれども。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。若干時間を欲しいそうです。

午後 3時24分 休憩

午後 3時32分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） お答えをいたします。

平成24年当時、土壌診断とかやった結果ということだったのですが、ちょっと現在手元に土壌診断の結果がないので、そのときの状況を御説明させていただきたいと思えます。

当時、造園業者にその土地の土壌改良をお願いして、コガネムシによる食害が主な原因で、日照不足、傾斜地、土砂が流れることは生育には特に影響ないだろうと。ただし、土壌改良として石灰等が必要だという話だったのですけれども、肥料、薬剤散布で対応ができるのだろうということで、当時は進めてきたというような状況が当時現状でありました。

その後、毎年のように整備をしてきた状況なのですけれども、どうしても生育、育成が悪くて、平成29年のときにもあと3年程度状況を見守ってほしいということでお願いをしたところだったのですが、いまだに生育状況はあまり思わしくないということで、本年さらに真鍋庭園さんのほうに御相談をいたしまして、どういう形で進めるのがいいのかなと

いうことで聞いたところ、土壌的には特に問題ないだろうと。ただし、管理運営方法で、今まで雑草とかが生えると細かく雑草を取ったりしてきていたのですけれども、実は芝桜は結構強い植物ということで、そこまで細かくすると下の生育するための根を切ってしまう可能性が大いにあったということなので、その根を切らないように、上に生えてきた雑草のみ処理して様子を見たらいかかなということで伺って、本年度そういう対応をしていきたいというふうに考えてます。

そして、花の咲かない株と花の咲く株というのもあるらしいので、その花の咲いていない株についてはよけて、花のついた株をつけてというような形で進めると徐々に元気になるだろうということで、本年度に関してはそういう形で本年2年、来年度もそういう形で進めていきたいというふうに考えてますので、御理解のほどよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 今結果が分からないとちょっと残念なのですがすけれども、聞いたのは、土壌診断をして、例えば簡単な話ですよ、アルカリ性の土地だからこんなふうにして中和しなければだめだとか、酸性が強いから中和しなければだめだとかというようなことがあったとすれば、そういうことをきちんとやった上で土壌を整理して、きちんと苗を植えられるように地形をならしてというのですかね、というふうにして当然やっているのだろうというふうに思っていました。

ところが実際現場を見てきましたけれども、当時の答弁では3年から5年あれば大体きれいな芝桜の公園になるよというふうに言われているというふうに、答弁でありましたけれども、今もう5年たちますよね。なっていないのですね。なぜそうなのかということをお聞きしたいのですよ。それは私が知りたいだけでなく、多分担当する、ここでいえば建設課長のほうであっても、それがきちっとつかめてないとやっぱりだめですよ

ね。次の手打てないのだと思うのですよ。そのところがきちんと分かっているのだから。あるいは、何だろう、今のコロナウイルスでないですけれども、科学的知見に基づいてきちんと対応しなさいということが原則ですから、そんなふうになってないとまずいのでないのかなというふうに思いましたものですから、あえてちょっと聞いたところなのです。

それともう一つは、当時の答弁の中で、かなりひどく状況になっているので、専門業者を入れて、専門業者が人手を使って整地をして、移植をして堆肥をやったり肥料をやったり水をやったりするというふうに言っていました。その専門業者というのは少なくとも、管内か管外が分かりませんが、それなりの知識なり技術を持っているところではないとだめでないですかと、私は聞いたわけですが、当然そうだからということで、技術その他を持っている業者というふうになると。指名委員会の中で業者の実績、内容、そういうものを総合的に勘案して、入札行為に入るというふうに答弁されているのですね。それで、実際今管理されている業者はどこの業者なのか。そういうふうに技術その他を持っている業者なのかということをお聞きしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） すみません、お時間を頂きました。

当時、平成25年、6年は、専門のサンコー緑化十勝営業所というところで土壤改良含めて、それから肥料の散布等を行っていたところでした。その後、町内業者でもそういうところはできるだろうということで、町内業者さんによって、年間、除草それから黒土の散布、それから肥料まいたりして芝桜の育成にしているところでございます。

先ほど議員仰せのどういう原因が、育たない原因かというのが、先ほど僕のほうからもちょうつと言わせていただいたのですけれど

も、一番大きいのは草を、雑草を取るときに芝桜を、通常上でそのまま取ればいいところをやっぱりできるだけ雑草をきれいにしたいという気持ちもありまして、芝桜をめくって雑草を取っていたというのが一番芝桜には悪かったのではないかとということで、その部分を今年度からやらないようにして、生えてきて上に伸びてきた雑草のみを取るような形で、ちょっとそこのところは進めるというような形で進めてきているところでございます。

後先になって申し訳ないのですけれども、当時土壤診断という形なのですが、通常石灰とかを入れて土壤を、石灰だからアルカリ土壤ですね、になるのですけれども、もともと足寄の土壤が石灰質が多く入っている部分もあるということで、そこに関しては石灰は入れなくても大丈夫だろうということで当時はしていたみたいでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） ちょっと一つ戻りますけれども、25年、26年、27年にかけて一回全部植え替えをするという答弁されましたよね。これは全部そのとおりにやられたのですね。分かりました。その結果、今の状況だということですね。

今の答弁聞いていて思ったのですけれども、8年前に私が滝上に行って話聞いたときでも、向こうの担当者の方、すごい背の大きい方で横も太い方だったのですけれども、その方が芝桜咲いている真っ最中ですよ。花の上歩いているのですよ。歩いて草抜くのですよ。そこに女性の方たちも何人もいて、公園公開中でしたけれども、そうやって抜いていたのですね。だから、東藻琴に専門的にお邪魔をして聞いてきて、今言ったように、芝桜をめくって草を抜くということは普通はあり得ないのではないかと、僕は思えてならないのですよね。少なくとも、そういった多少なりとも知識ある業者であれば、そこはなぜそうなったのかとちょっと不思議なのですよ、

私はね。僕でもそう思います、不思議だなと思うのだから。それがやられていてそうなった、もちろんそれだけが原因ではないのだと思うのですけれども。それで聞きたかったのは、本当に専門業者なのかということなのですよ。今お願いしている業者がね。

もう一つは、業者の方にノウハウを伝えるわけですよ。例えば草刈りはこんなふうやってと、肥料はいつの時期にやってとか、あるいは土を加えるときは芝桜上からでいいのだそうですね。上がばっとして、そして上を押さえれば根が張るのだそうですねけれども、そういったようなことについてのノウハウをきちっと、ルールというのでしょうか、やり方というのでしょうか、をきちっとやっぱり伝達してこのとおりやってくださいというふうにやられているのかどうかということをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） お答えさせていただきます。

議員仰せのとおり、一応仕様書にのっとして何回草抜きなさいとか、そういうのはきちんと決めてあるのですが、細かなやり方の点で雑草を抜く際の抜き方を上からでいいですよというような状況でなくて、雑草をきれいにしてくださいというような言い方だったものですから、そこのところのやり方がやっぱり今年初めて分かったところなのですけれども、きれいにするがための逆療法だったのかなというふうに、そこは私のほうも理解をしています。

議員仰せのように、芝はやっぱり強いものなので、上から踏んづけるほうがいいのではないかと、踏んでも大丈夫でないかということなので、確かにそうではないかなと僕も思いますので、今後においてはやっぱりそういったふうに、今までの逆療法というのですか、今までは過保護に育て過ぎていたのかなという嫌いもありますので、そういったところ含めて管理運営して行って、あと多分今年から始めたので、また二、三年後になろうか

と思うのですけれども、そういう形で進めていきたいというふうに考えてますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 今の答弁聞いていて分かったのですけれども、結局課長のところでもこんなふうにしたらいよという、現時点での対処法がきちっと確立してなかったというふうになるのではないかと思うのですけれども、それで間違いないでしょうかね。そこがきちんとしてないから、委託した業者に対しても、こんなふうにしなさいというきちっとした指示を出せてないと。だから、ただきれいにすればいいといえば全部というのはありますけれども、そうではないということやっぱり伝わってなかったというよりは、もともとは課長のところで、そういうふうに整理されて正しいやり方が分かってなかったということになるのではないかと思うのですけれども、違うでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 確かに議員仰せのとおり、きちんとした育成の把握はし切れていなかったのが現状です。

やはり育て方というのが、大事に育てるのに一生懸命草を抜いて、雑草の邪魔をさせないというような気持ちが強かったものですから、きれいに抜こうという意識が大きく働いたというふうに考えてます。

今後におきましては、そういったことも含めて、管理をちょっと、管理方法を変えながら状況を見たいというふうに考えてますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 分かりました。

もう1点ですけれども、芝桜の咲いている周りがある木、立木ですね。ちょうど商店街というのでしょうか、食堂街というのか、との境目にあるのですけれども、それもきちっと地域の人と話をして、必要なものは、芝桜に不要なものは切るという話をされてまし

た。その辺の診断というか、判断というか、結果はどうなったでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 商店街の周りと芝桜の間にある木のことでしょうか。結構高木になっている部分もあったのですが、危険な木については切っております。全部はたしか切ってはいないと思いますので、風倒で危険なものについては切らせていただいているところでございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 当時の答弁は危険ではなくて、芝桜がきれいに咲くために支障になる、風を通さないとか、日陰になるとかという木があるとすれば、それは当然芝桜公園としてはだめなわけだから、それは地域の方と話し合いをして、地域の方が持っている木であれば、それはきちんと話し合いをして了解を得て切るとかという話の答弁だったのですよ。そういうことがどうなったのかということなのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 今ちょっと手元に当時の、昔のやつがなかったので、ちょっと理解をしてなかったのですが、今回の公園の再整備の中では、そこにはちょっと触れていなかったのですが、ちょっとそこところは確認がちょっと取れてない状況でございます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 木の関係でございすけれども、その当時、フラワー園に影響のある木があって、その木についてはやはりフラワー園を維持していくためにはやっぱり切らなくてはならないというようなお話があったということでございまして、ちょっと今その部分でいきますと、その当時の書類、今ちょっと手元にないものですから、どの程度切ったのかというのは分かりませんが、今年だったと思うのですけれども、フラワー園とそれから商店街の間にある木で、やはり大きくなったりとかして危険な木などもあったりとか、そういうのもあって、伐採を

しているという、商店街の皆さんとお話をしているという事実はございます。

その当時の、その当時どの程度切っているのかなというのはちょっと今把握してございませんので、大変申し訳ありませんけれども、もしもお急ぎでしたら今調べますし、後でもよければちょっと調べて御連絡したいというように思います。すみませんけれども、よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 当時は支障木という言い方、答弁ではされてましたよね。その木があることによって芝桜がきれいに咲かないということは本末転倒だという言い方をされてました。だから、それは地元の方と話し合って必要があれば、了解を得られれば切りますというような話だったのですね。だからそういう支障木というのがどのくらいあったのかなということだったのです。大したことではありません。

もう一つは、平成7年から26年までで、当時の答弁ですね。ひっくるめて整備にかかった費用は1億6,000万円だと。それ以外に平成22年から毎年200万円から400万円かけて、除草などの維持管理を行ってきたという答弁があったのですけれども、だとすれば平成28年以降今日まで、どのぐらいのフラワー園の維持管理のために費用がかかっているのかということを知りたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 細かな数字ではないのですけれども、大体年400万円程度で5年で2,000万円程度の費用で委託をしているところでございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） それで、フラワー園については最後の結論になると思うのですけれども、今の状況見るとまた3年ぐらいかかりますよね。あれをきちんと今言われたようなことに整地をして移植をして、苗を植えてというのでしょうか、挿し木をしてというの

でしょうか、いろいろやりながらだと思いの
ですけれども。さらに年間400万円かける
と。全くの素人的な判断ですけれども、これ
までかけたお金さらに2,000万円近いお
金をかけて、芝桜公園をきちんと復活でき
るならまだしも、かけなくても別に目的を変
えてもいいのではないのかという思いがあ
るのですよ。例えばの話、ひまわり公園な
どありましたし、コスモス畑がありますよ
ね、遠軽でしたか。そんなのがあります
から、自然に種が落ちて増えるという花
だってあるから、そんなことに切り替
えてもいいのかなと。お金をかけない
でという意味では、という感じがした
のですけれども、その辺はどんなもので
しょうかね。あえてどうしてもやっぱり
芝桜を復活させるということで行くとい
うことでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

フラワー園ですけれども、もともとはあ
そこでふるさと花まつりだとかがあっ
て、やっぱりフラワー園の芝桜という
のは、やっぱりふるさと花まつりの
ときにはやはりそこがきれいにちょう
ど咲いていてというようなこともあ
って、その当時あそこで里見が丘で
ふるさと花まつりをやっていたとき
には非常に必要な部分だったのだ
ろうというように思っています。ただ、
ふるさと花まつりも今なくなって、
今度はラワンブキまつりだとかとい
うように来年からは変わって、本当
は今年だったのですけれども、来年
から変わっていくというようなこと
も言われておまして、里見が丘公園
でまたふるさと花まつりがというのは、
多分もうないのだろうなというよう
に思っています。

そういうことを考えていきますと、必ず
しもあそこところが芝桜がなければ
ならないということではないのかなとい
うようにも思います。北側斜面だとい
うようなことで、なかなか日当たり
が悪いとか、そんなこともあってな
かなか生育が悪いところですよとい
うようなお話もありますので、そうい
うこと

を考えていくと、実際に東藻琴だとか
滝上だとかというような形で芝桜の
名所だとかということにはなってい
くのかどうかということも、やっぱ
りなかなか分からないところでは
あるのかなというように思っています。

そういったことで、必ずしも芝桜が
なければならぬということではないの
かなというように思っていますので、
今後において、来年に向けてだとか、
そういうことで本当に今後どうし
ていくのかと、フラワー園をどうし
ていくのかということを検討させて
いただきたいというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 足寄みたいな
小さな芝桜の公園、津別だとか、そ
れから生田原でしたか、などにもあ
るのですね。だけれども、小さいけ
れどもそれなりにきれいに咲いて
いるのですよ。だから、やっぱりど
こかやり方、管理の仕方がおかしい
のだと、原因があるのだと思うので
すね。そこをやっぱりきちんとつか
んで直さない限りはちょっと無理で
ないかという気がするのですね。も
ちろんこれまで、さっき言ったよ
うに、1億6,000万円も金かけて
いるわけですしね、これまでの経過
ありますから、簡単に諦めるという
ふうになるかどうかちょっと分か
りませんが、さらにこれからお金
をかけて、何としても芝桜でと行
く必要もないのかなという思いが
あったものですから、その辺で
ちょっとお聞きしたかったですね。

もう一つは、商店街でないな、食
堂街というのか、あそこをどうす
るのかということですね。以前の
答弁のときには、足寄の玄関口だ
と、入り口で一番目立つところだ
から売りになる地域だと。あそこ
は大事にしていきたいというふう
に言っていました、答弁ではね。
だけれども、その考え方が今もあ
るかどうか。あるとすれば、あそ
この商店街の並びをどうするか。
今見たら、7軒、8軒ぐらい空
き家になってますよね、間違い

なければ。もちろん1軒1軒訪ねて行って、入ってますかと確認したわけではないですけども。さらに左側のほうに行くと、ごみが散乱していたりガラクタがうわっと置いてあるのですよ。もしあそこ芝桜きれいに咲いて、観光客の方が来られたら、何こと言われるのではないかという思いがしたのですね。だから、そのぐらい位置づけがちょっとずれてきているかなと。もちろんそこに住んでいる方も含めてですけどもね。そここのころの、あそこの地区に対する位置づけというのでしょうか。やっぱりもう一回検討し直す必要があるのではないだろうか。あるいは、前の答弁のとおりであれば、きちんともう少し整備するということが必要ではないかという思いがあるのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） ただいま5番議員の一般質問中でありまして、時間になりましたので、延会をしたいというふうに思っています。

この延会に対して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

◎ 延会宣告

○議長（吉田敏男君） 本日はこれで延会をいたします。

次回の会議は、9月10日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午後 4時00分 延会

令和2年第3回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員